

館林市人口ビジョン(令和7年度改訂版)・
第3期館林市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

(令和7年度策定)

館 林 市

目次

CONTENTS

第1部 館林市人口ビジョン（令和7年度改訂版）

第1章 基本的な考え方	6
1 策定の目的	6
2 位置づけ	6
3 推計期間	6
第2章 人口動向分析	7
1 人口の推移	7
(1) 総人口の推移	7
(2) 年齢3区分別人口の推移	8
(3) 外国人人口の推移	9
(4) 男女、年齢5歳階級別人口	10
2 人口増減などの推移	11
(1) 人口増減の推移	11
(2) 自然増減の推移	12
i 出生数・死亡数・自然増減数(出生数-死亡数)の推移	12
ii 合計特殊出生率	13
(3) 社会増減の推移	14
i 転入数・転出数・社会増減数(転入数-転出数)の推移	14
ii 年齢別純移動数(転入数-転出数)	15
3 就業人口などの推移	17
(1) 産業別就業人口の推移	17
(2) 産業分類別就業人口の状況	18
(3) 年齢ごとの産業分類別就業人口の状況	19
第3章 将来人口推計	21
1 将来人口推計	21
(1) 総人口の推計	21
(2) 年齢3区分別人口の推計	22
(3) 男女、年齢5歳階級別人口の推計	23
(4) 人口減少段階の把握	24
(5) 人口減少が地域社会に与える影響	25
2 館林市独自の人口推計	27
3 人口の将来展望	29
(1) 目指すべき将来の方向	29
(2) 将来展望	30

第1章 はじめに	34
1 策定の背景・目的	34
2 計画期間	34
3 位置づけ	34
4 計画の構成	35
5 推進体制	36
第2章 計画の方向性	37
1 政策体系	37
2 地域ビジョン	38
3 基本目標及び基本的方向	39
4 重点的な取組	42
5 「デジタルの力」の活用	43
6 国の「地方創生2.0」の考え方との整合	47
第3章 基本目標達成に向けた具体的施策	48
1 基本目標1「まちの活力を高め、安定したしごとをつくる」	48
(1) 産業の振興	48
(2) 商業の活性化	50
(3) 労働環境の整備	52
(4) 農業の振興	53
2 基本目標2「まちの魅力やにぎわいを創出し、新しい人の流れをつくる」	54
(1) 歴史ある文化の振興	54
(2) 観光の振興	55
(3) まちのにぎわいの創出	57
(4) まちの魅力の発信	59
3 基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちを育む」	60
(1) 結婚を希望する方への支援	60
(2) 子育て支援の充実	61
(3) より良い教育環境の整備	62
4 基本目標4「誰もが安全・安心に暮らせる、魅力的なまちをつくる」	64
(1) 災害に強いまちづくり	64
(2) 防犯力の強化	66
(3) 快適な居住環境の確保	67
(4) 道路・交通環境の整備	68
(5) 公園・緑地の整備	69
(6) 地域コミュニティの強化	70
(7) スポーツの振興	71
(8) 持続可能な行政運営	72

附属資料

1 關係例規	74
2 委員名簿	75

第1部

館林市人口ビジョン（令和7年度改訂版）



第1章 基本的な考え方

1 策定の目的

本市の人口は、平成17年（2005年）の79,454人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した算出によると、令和27年（2045年）に約6万人、令和52年（2070年）には約4万人に減少することが見込まれています。

今後、更に人口減少が加速すると、社会全体が縮小し、国内市場の売上げ減少や人手不足の深刻化、さらに社会保障制度の崩壊など、様々な問題の発生が懸念されます。

このようなことから、「館林市人口ビジョン（令和7年度改訂版）」（以下「人口ビジョン」という。）については、現在の人口の動向を分析するとともに、今後の中長期的な人口推計及び将来展望を示すことにより、本市の人口に関する現状や課題などを市民の皆さまと共有し、人口減少対策に関する各種施策の検討につなげるために策定するものです。

2 位置づけ

人口ビジョンは、地方創生の実現のため、効果的な施策を検討する上での指針となる「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の重要な基礎に位置づけられるものです。

3 推計期間

人口ビジョンの推計期間は、令和52年（2070年）までとします。

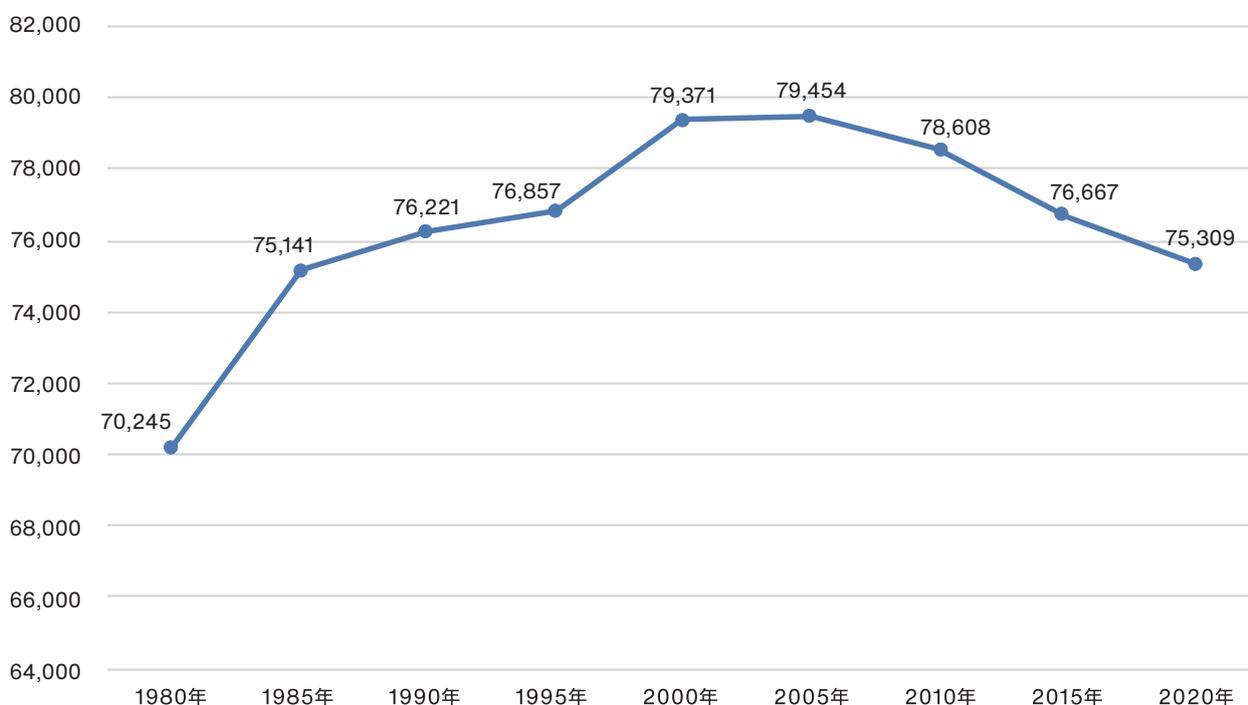
第2章 人口動向分析

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)までの人口を見ると、平成17年(2005年)頃までは上昇傾向にあり、ピーク時には79,454人でした。

しかし、日本全体の少子高齢化の流れと同じくその後は下降傾向となり、令和2年(2020年)では75,309人となっています。



出典:総務省統計局「国勢調査」

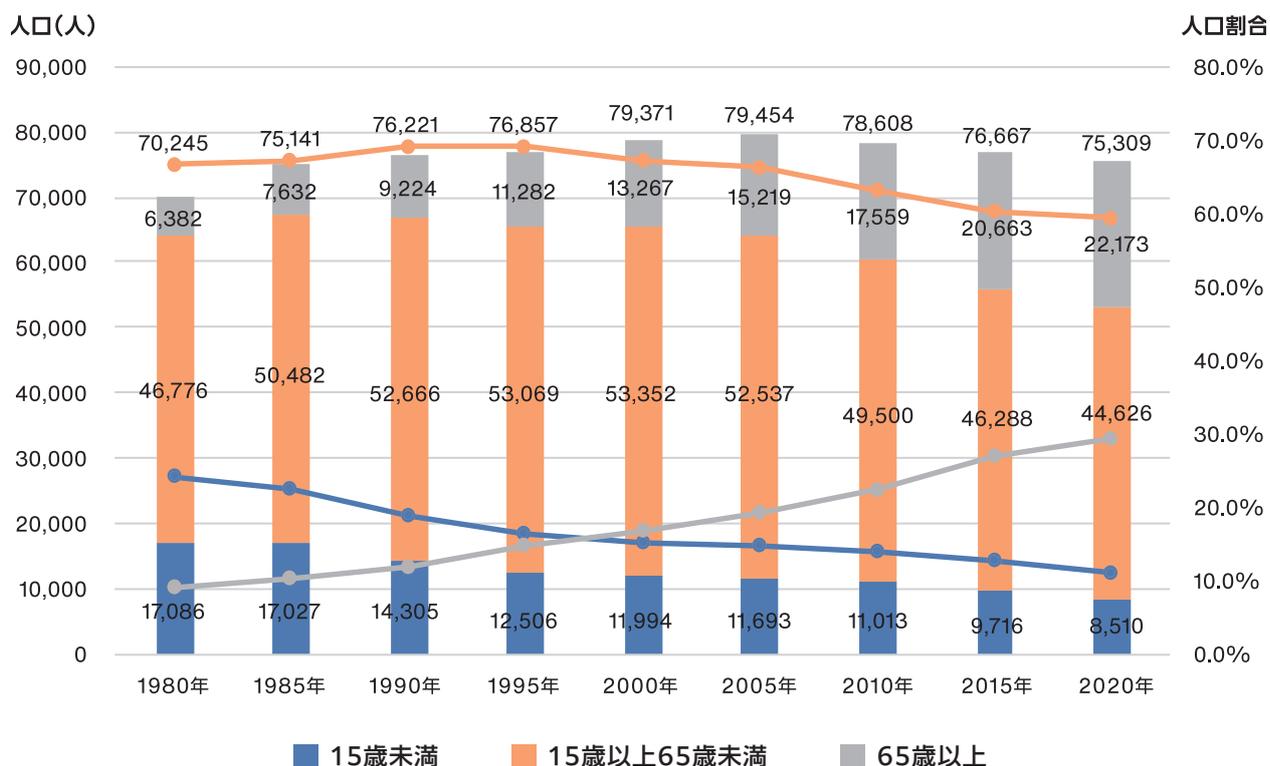
(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口を年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）、老年人口（65歳以上）の3つに分け詳しく見ると、生産年齢人口及び年少人口と老年人口で異なる傾向が見られます。

年少人口は昭和60年（1985年）まで横ばいであったものの、その後減少傾向が続いています。

また、生産年齢人口は、平成12年（2000年）に53,352人まで増加し、減少傾向に転換しています。

一方、老年人口は増加傾向が続いており、令和2年（2020年）には22,173人まで増加しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」

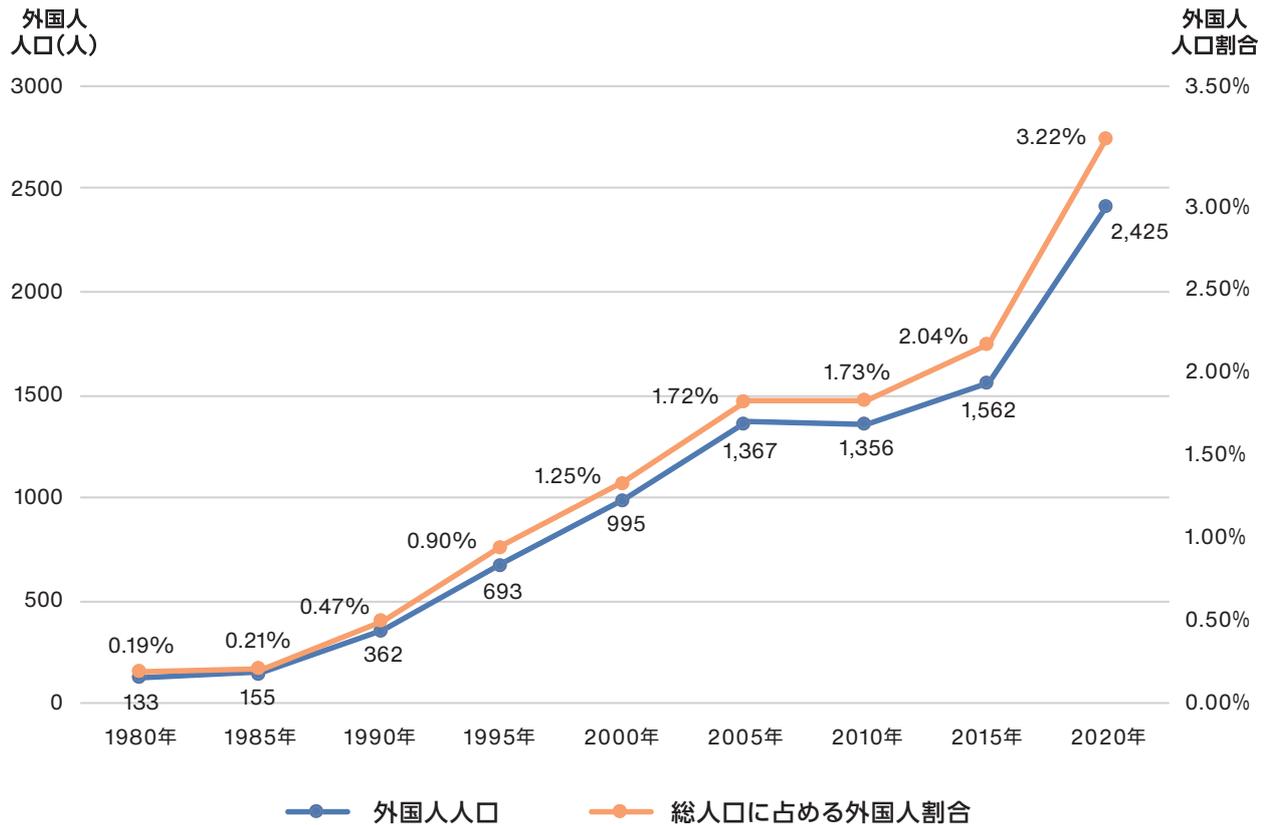
※端数処理の関係で、総数に一致しない場合があります。
(本ページ以降のグラフにおいても同様の場合があります)

(3) 外国人人口の推移

外国人の人口推移を見ると、日本全体の流れと同じく、顕著な増加傾向が続いており、令和2年（2020年）には2,425人となっています。

また、総人口の減少が進む一方、外国人人口が増加していることから、総人口に占める外国人の占める割合は年々高くなり、令和2年（2020年）には約3.2%となっています。

このことから、日本人と外国人がお互いの文化や習慣の違いを認め合い、近隣の住民同士として良好な関係を築くことができる多文化共生の地域づくりを進めていくことの必要性・重要性が伺えます。



出典：総務省統計局「国勢調査」

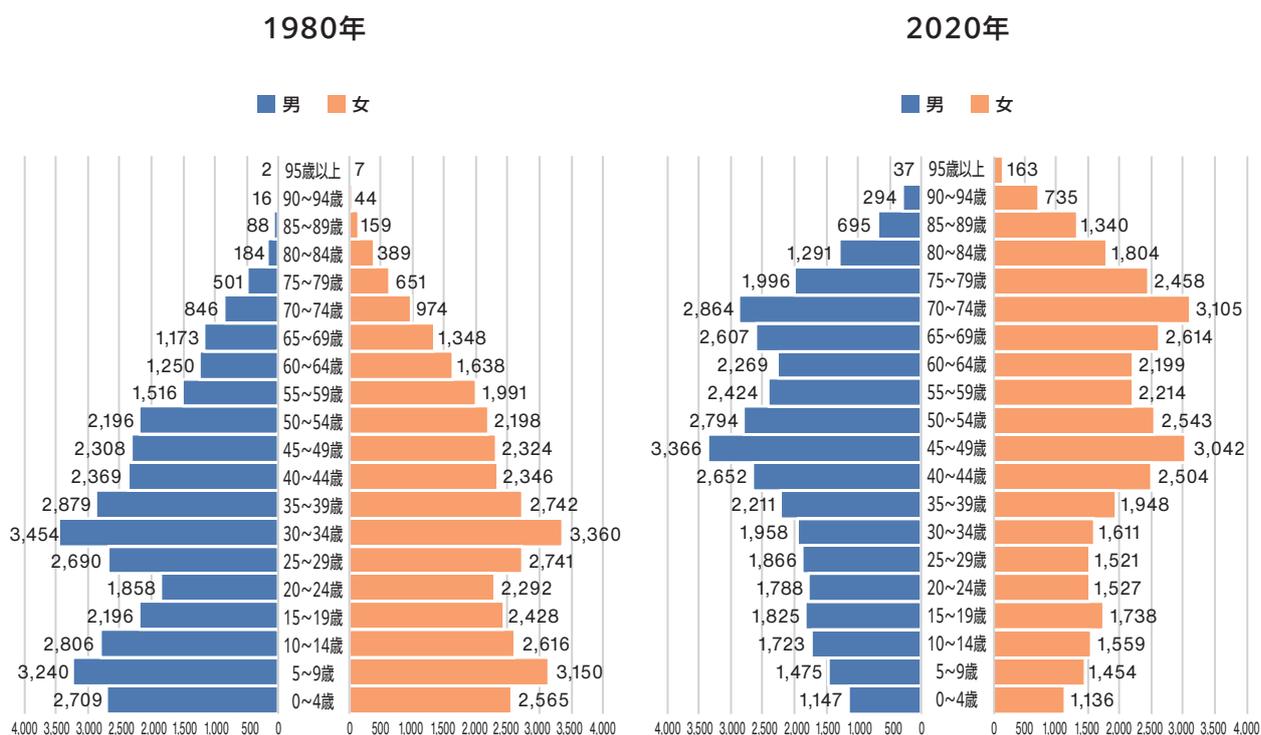
(4) 男女、年齢5歳階級別人口

昭和55年(1980年)と、その40年後の令和2年(2020年)の年齢5歳階級別人口を見ると、昭和55年(1980年)は、男女ともに「5~9歳」、「30歳~34歳」の層が多い傾向にありましたが、令和2年(2020年)には「45~49歳」、「70~74歳」の層が多くなっています。

また、次の世代を支える若年世代の人口が全体的に少なくなっており、グラフの形状も「ピラミッド型」から、高齢者世代が多く、若年世代が少ない「逆三角形型」になりつつあります。

そのため、若年世代の増加が今後のまちづくりにとって重要となっています。

一方で、高齢者世代の健康寿命を延伸し、現役で活躍する世代の幅を見据えたまちづくりも必要となります。



出典:総務省統計局「国勢調査」

(1) 人口増減の推移

人口増減の推移を見ると、人口減少の傾向が継続していることが分かります。出生数及び死亡数の差である「自然増減数」については、徐々に減少傾向が拡大しており、令和4年（2022年）には、656人の減となっています。

一方、転入数と転出数の差である「社会増減数」については、2018年（平成30年）以降、プラスに転じており、令和4年（2022年）には218人の増となっています。

しかし、全体で見ると、人口の減少幅は年々拡大しており、今後も人口増減数がマイナスで推移し、人口減少が継続すると予想されます。



出典：総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(2) 自然増減の推移

i 出生数・死亡数・自然増減数(出生数－死亡数)の推移

出生数については、徐々に減少傾向が拡大しており、令和4年（2022年）には、378人となっています。

また、死亡数については、徐々に増加傾向が拡大しており、令和4年（2022年）には、1,034人となっています。

出生数及び死亡数の差である「自然増減数」については、出生数の減少、死亡数の増加に伴い、減少傾向が拡大し、令和4年（2022年）には656人の減となっており、今後も、「自然減」の状態が進行すると予想されます。

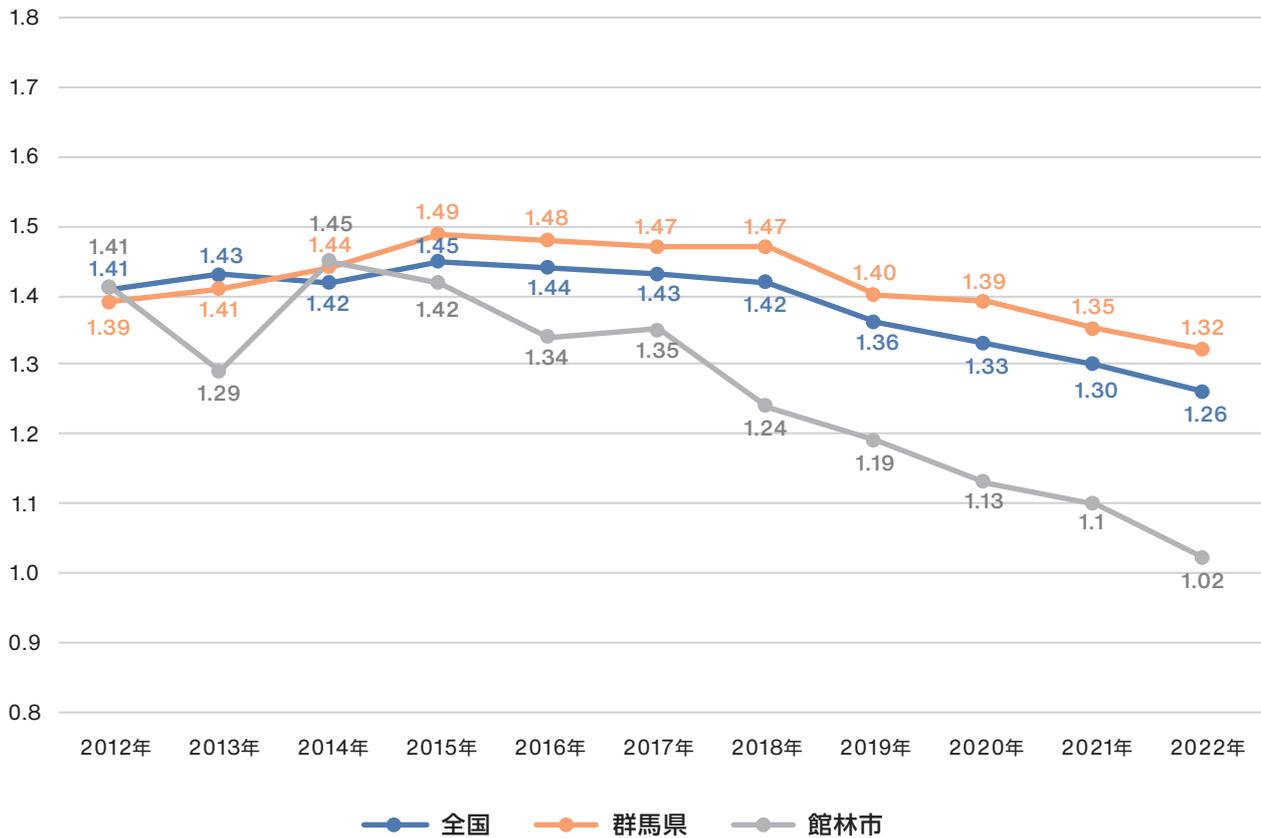


出典：総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

ii 合計特殊出生率

出生数に関連して、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）についても、人口増減に大きく係わる指標となっています。

本市の合計特殊出生率は、ここ10年ほどの推移を見ると、平成27年（2015年）までは、国及び県の数値とほぼ変わらない数値となっていました。平成28年（2016年）以降急激に減少し、国及び県の数値からの乖離が大きくなっており、早急な対策が求められています。



出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

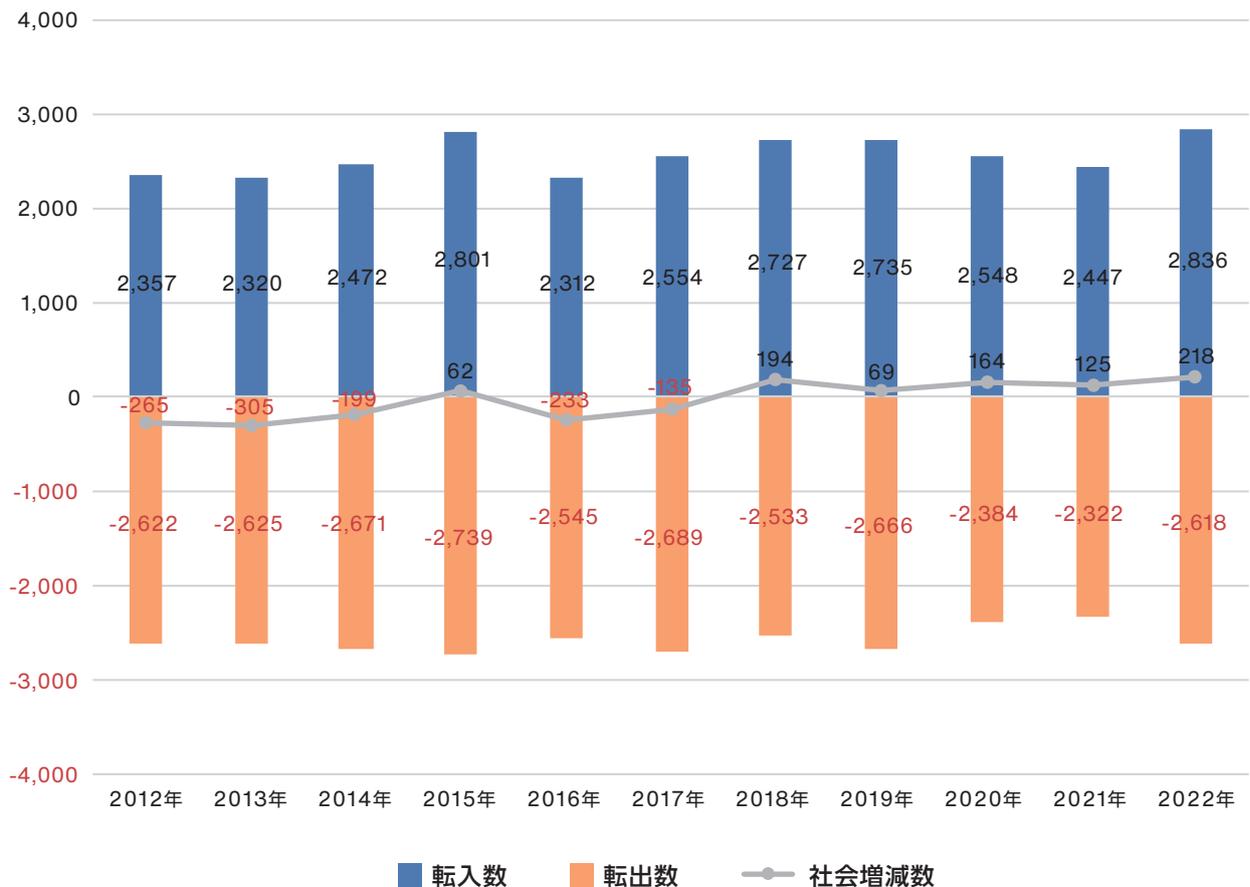
(3) 社会増減の推移

i 転入数・転出数・社会増減数(転入数-転出数)の推移

転入数については、ほぼ横ばいとなっており、令和4年(2022年)には、2,836人となっています。

また、転出数についても、特徴的な傾向は見られない状況であり、令和4年(2022年)は、2,618人となっています。

そのような中、転入数及び転出数の差である「社会増減数」については、徐々に増加傾向が拡大しており、平成30年(2018年)以降は「社会増」の状態を維持しています。



出典:総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

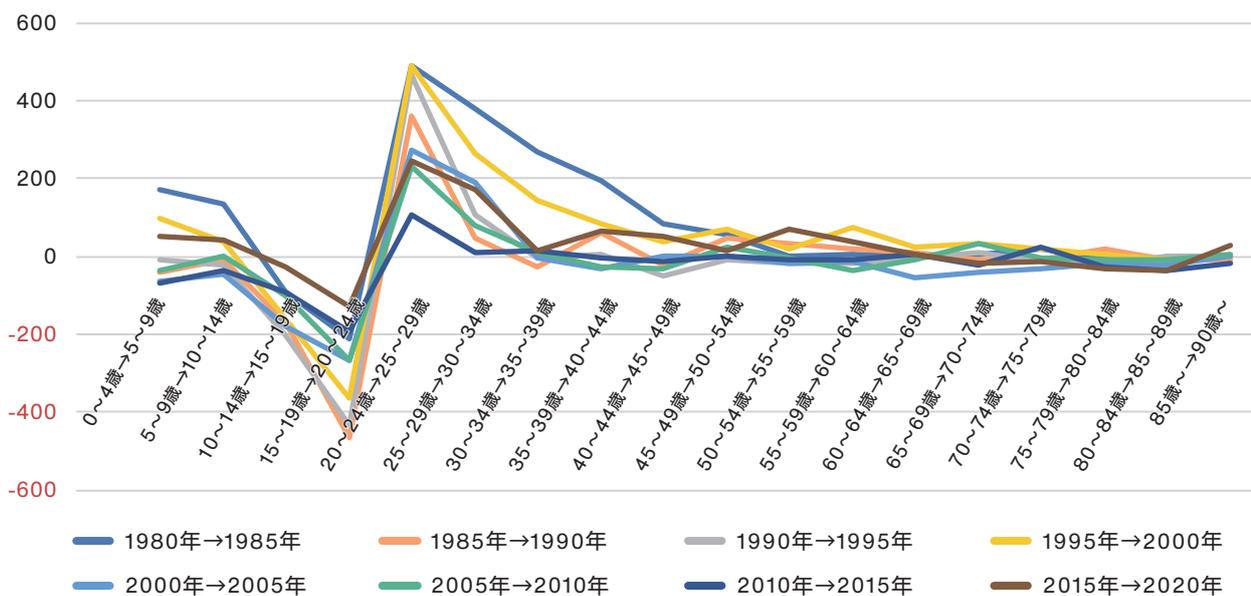
ii 年齢別純移動数(転入数-転出数)

本市の純移動数（5歳階級の5年後の人口の比較）を見ると、男女ともに10歳代後半（15～19歳から5年後の20～24歳）の時期の転出が非常に多く、10歳代前半（10～14歳から5年後の15～19歳）の転出も多くなっています。

このような中、男性は20歳代前半（20～24歳から5年後の25～29歳）の転入が大きくプラスに転じていますが、女性は同年代においてはマイナスのままとなっています。

これは進学などで本市から離れた女性がそのまま戻ってこないことを示しており、若い女性の流出をどう食い止めるか、いかに本市へのUターンを促進させるかが、人口増減における大きな課題と考えられます。

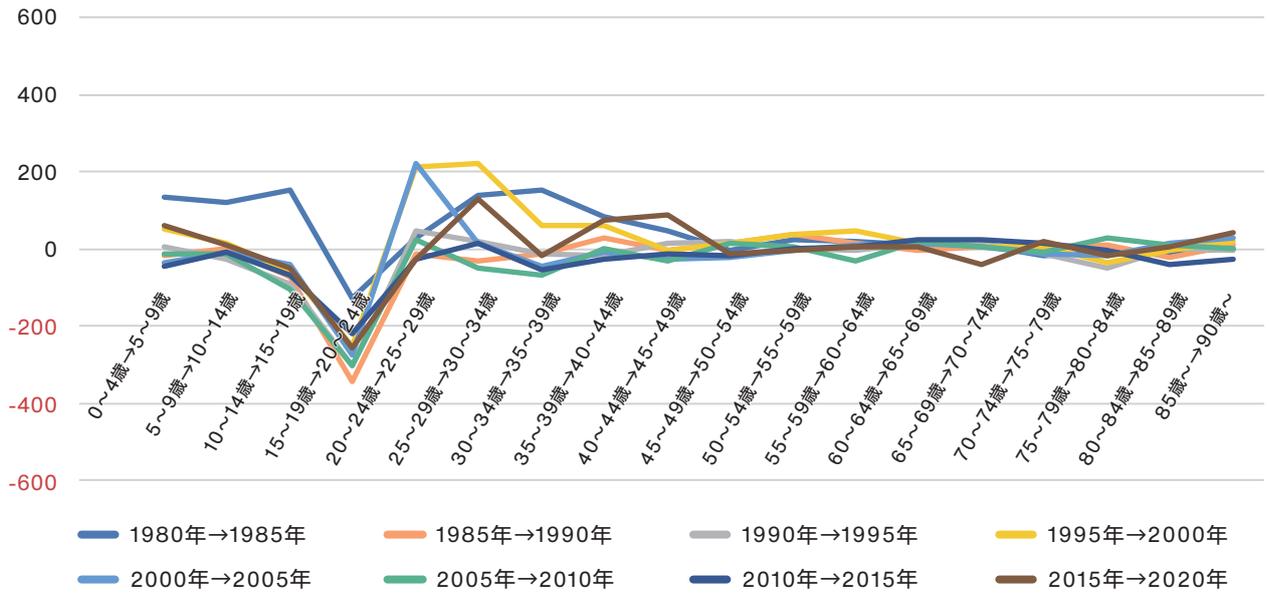
(i) 男性



出典:内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成データ

純移動数 男性(人)	1980年 →1985年	1985年 →1990年	1990年 →1995年	1995年 →2000年	2000年 →2005年	2005年 →2010年	2010年 →2015年	2015年 →2020年
0～4歳→5～9歳	174	-42	-8	98	-62	-34	-68	50
5～9歳→10～14歳	135	-9	-21	38	-45	0	-34	42
10～14歳→15～19歳	-90	-171	-201	-161	-181	-101	-92	-25
15～19歳→20～24歳	-211	-465	-431	-366	-267	-267	-195	-128
20～24歳→25～29歳	488	361	467	492	275	232	108	247
25～29歳→30～34歳	381	47	107	264	190	81	11	171
30～34歳→35～39歳	270	-29	-5	144	-5	9	14	15
35～39歳→40～44歳	193	61	5	84	-33	-26	-5	64
40～44歳→45～49歳	84	-20	-48	38	1	-31	-12	52
45～49歳→50～54歳	56	47	-9	69	2	25	2	17
50～54歳→55～59歳	0	32	-19	22	-19	-4	-8	72
55～59歳→60～64歳	4	19	-17	77	-11	-34	-8	38
60～64歳→65～69歳	1	11	-3	23	-52	-9	7	5
65～69歳→70～74歳	7	-6	10	35	-41	32	-21	-18
70～74歳→75～79歳	20	-9	-15	18	-29	-2	25	-15
75～79歳→80～84歳	-1	18	-22	6	-17	-6	-27	-31
80～84歳→85～89歳	-2	-9	2	-8	-23	-9	-37	-34
85歳～→90歳～	2	-10	0	-1	3	4	-15	28

(ii) 女性



出典：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成データ

純移動数 女性（人）	1980年 → 1985年	1985年 → 1990年	1990年 → 1995年	1995年 → 2000年	2000年 → 2005年	2005年 → 2010年	2010年 → 2015年	2015年 → 2020年
0～4歳→5～9歳	133	-19	5	50	-35	-12	-47	63
5～9歳→10～14歳	120	0	-28	15	-7	-12	-8	10
10～14歳→15～19歳	154	-72	-90	-59	-42	-104	-69	-50
15～19歳→20～24歳	-129	-344	-304	-253	-276	-302	-219	-259
20～24歳→25～29歳	29	-15	46	213	222	22	-28	-27
25～29歳→30～34歳	137	-34	20	221	13	-52	15	128
30～34歳→35～39歳	154	-15	-15	60	-43	-68	-55	-16
35～39歳→40～44歳	84	29	-17	59	-8	-2	-27	75
40～44歳→45～49歳	45	-2	16	-5	-28	-31	-13	90
45～49歳→50～54歳	-3	13	19	16	-20	16	-19	-15
50～54歳→55～59歳	23	36	2	37	-5	7	1	-3
55～59歳→60～64歳	20	14	-2	47	10	-33	5	5
60～64歳→65～69歳	10	-6	13	14	15	17	24	7
65～69歳→70～74歳	10	4	13	8	4	4	25	-40
70～74歳→75～79歳	-16	6	-12	4	-12	-8	14	20
75～79歳→80～84歳	-9	12	-49	-36	-20	30	-3	-16
80～84歳→85～89歳	-7	-22	1	-2	16	10	-39	7
85歳～→90歳～	-1	8	-2	21	27	2	-28	41

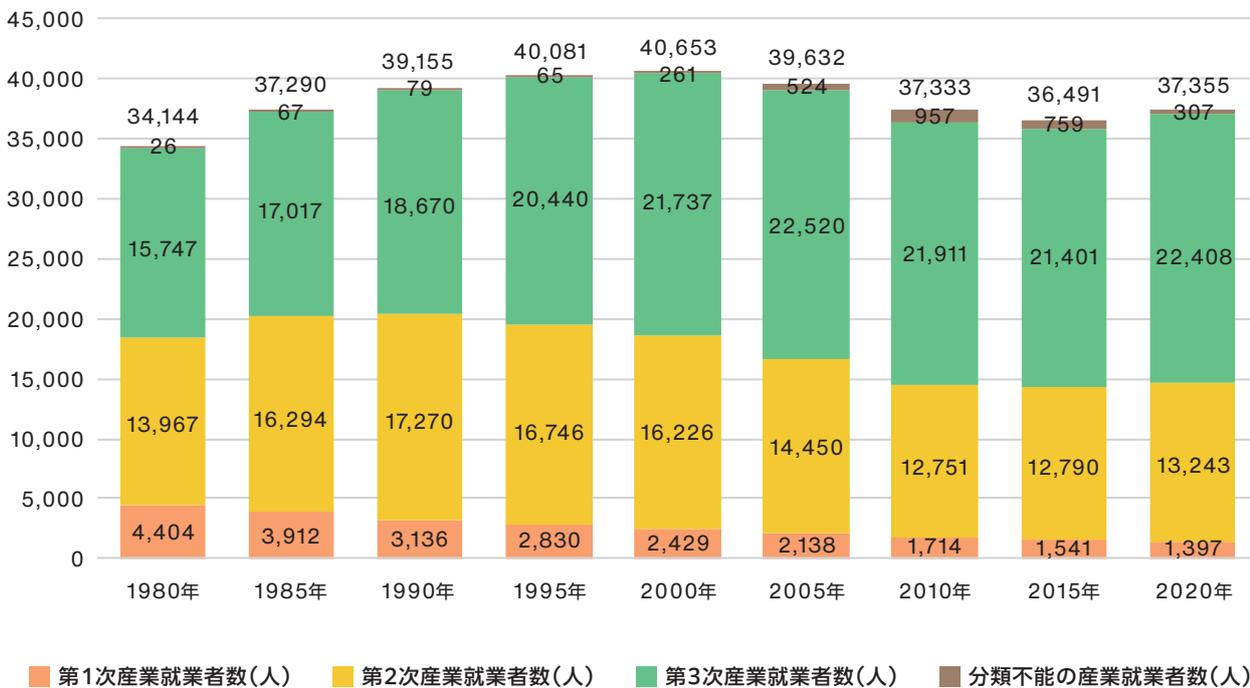
(1) 産業別就業人口の推移

本市の就業人口は平成12年(2000年)から減少傾向となっていますが、令和2年(2020年)には、若干の改善が見られ、37,355人となっています。

第1次産業(農業、林業、漁業)の就業者数は継続した減少傾向にあり、令和2年(2020年)には1,397人となっています。

第2次産業(鉱業、建設業、製造業)の就業者数においても、平成12年(2000年)以降大幅に減少しており、令和2年(2020年)には13,243人となっています。

一方、第3次産業(小売業・サービス業など)の就業者数は、平成17年(2005年)まで増加傾向が続き、その後減少しましたが、令和2年(2020年)には回復しています。

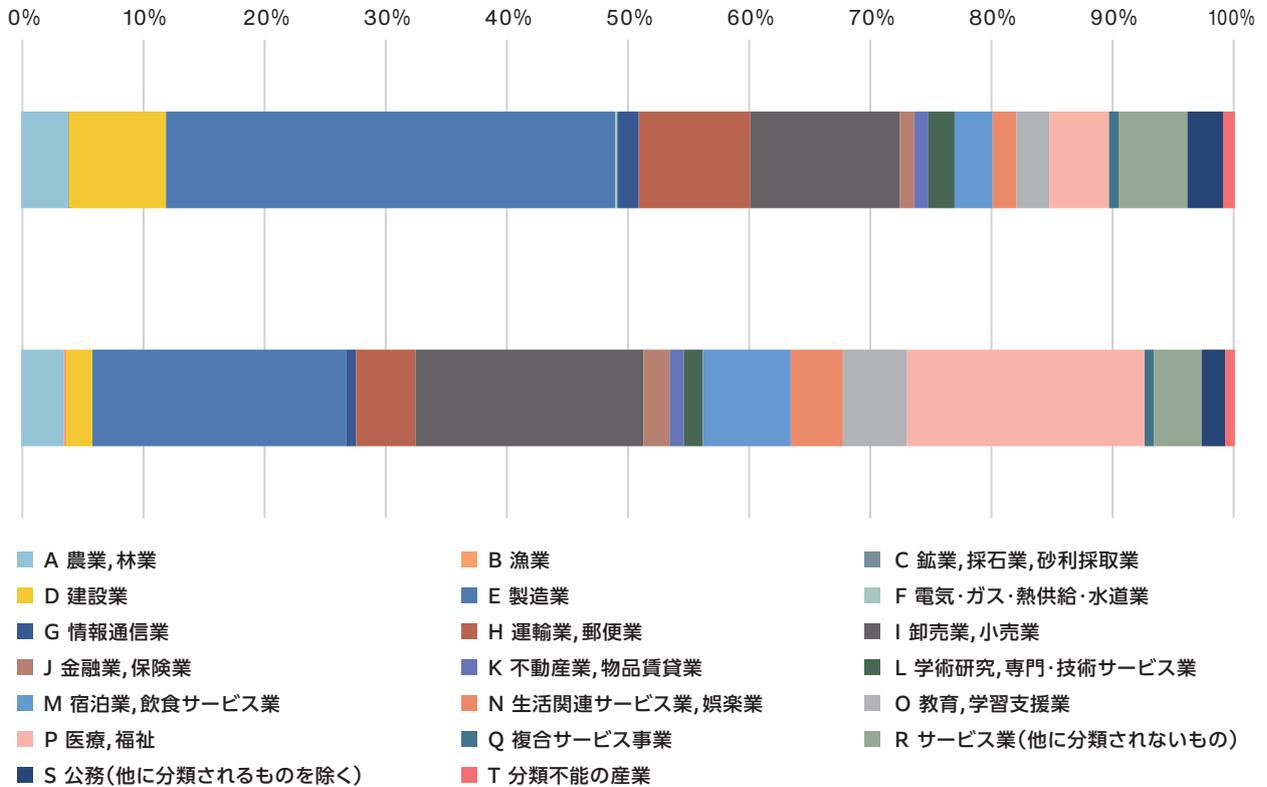


出典:総務省統計局「国勢調査」

(2) 産業分類別就業人口の状況

令和2年(2020年)の産業分類別就業人口で最も多いのは「製造業」であり、次いで「卸・小売業」と続きます。

男女別では、男性は同様ですが、女性は、「製造業」、「医療・福祉」の順になっています。



出典:総務省統計局「国勢調査」

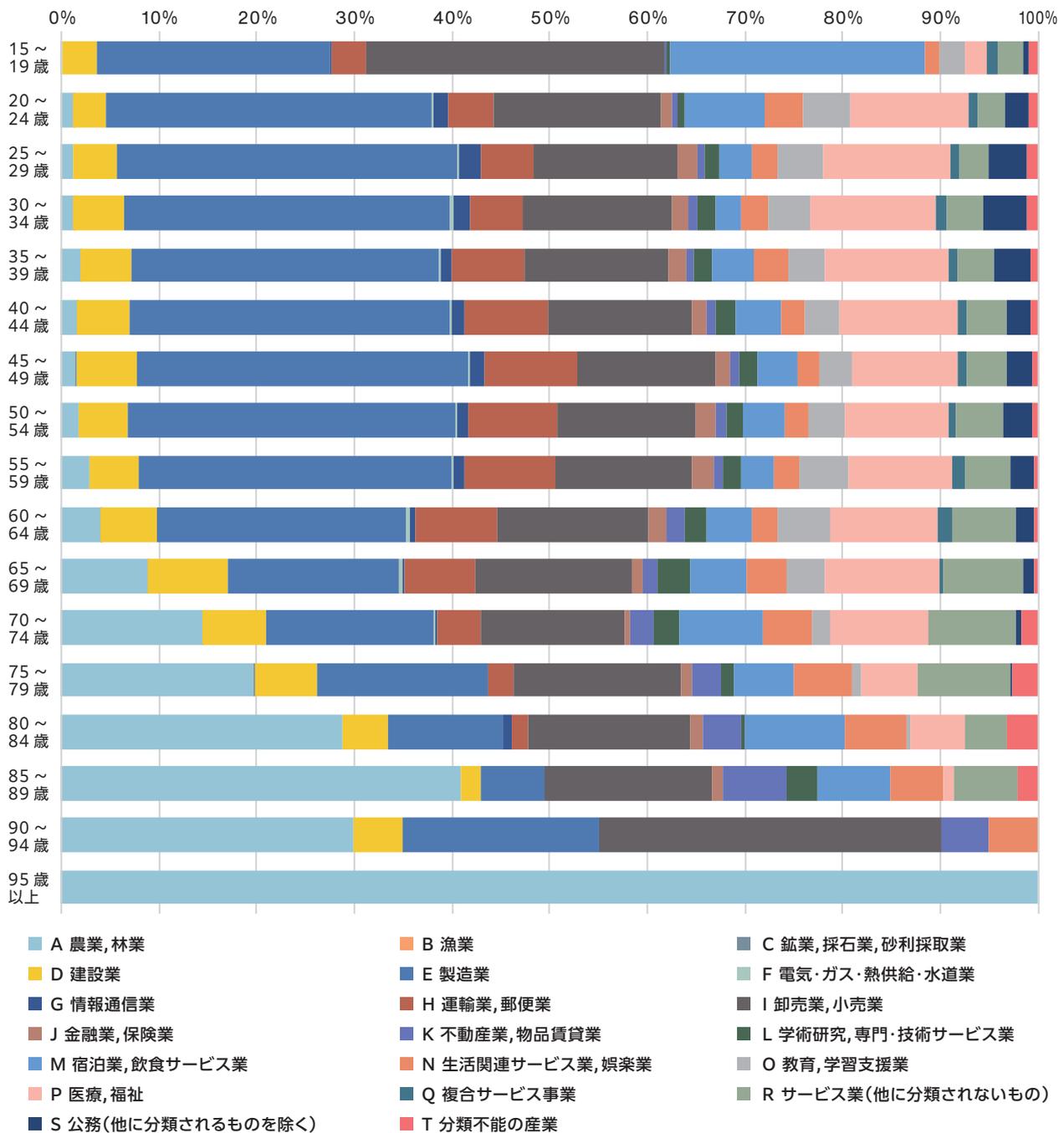
産業(大項目)	男性(人)	女性(人)
A 農業, 林業	812	578
B 漁業	4	3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	-
D 建設業	1,661	379
E 製造業	7,793	3,405
F 電気・ガス・熱供給・水道業	78	14
G 情報通信業	334	100
H 運輸業, 郵便業	1,956	829
I 卸売業, 小売業	2,593	3,051
J 金融業, 保険業	262	339
K 不動産業, 物品賃貸業	242	200
L 学術研究, 専門・技術サービス業	445	252
M 宿泊業, 飲食サービス業	683	1,183
N 生活関連サービス業, 娯楽業	406	720
O 教育, 学習支援業	567	870
P 医療, 福祉	1,010	3,181
Q 複合サービス事業	190	138
R サービス業(他に分類されないもの)	1,185	629
S 公務(他に分類されるものを除く)	638	313
T 分類不能の産業	182	125
計	21,046	16,309

(3) 年齢ごとの産業分類別就業人口の状況

年齢ごとの産業分類別就業人口の状況を見てみると、多くの年代で、「製造業」及び「卸売業・小売業」の就業割合が多くなっています。

また、その他の特徴として、年齢が上がるにつれ「農業」の就業割合が増えていき、80歳以上ではおおむね30パーセントを超えています。

一方、若い世代においては、「宿泊業・飲食サービス業」や、「医療、福祉」などの就業割合が多い傾向が見られます。



出典：総務省統計局「国勢調査」

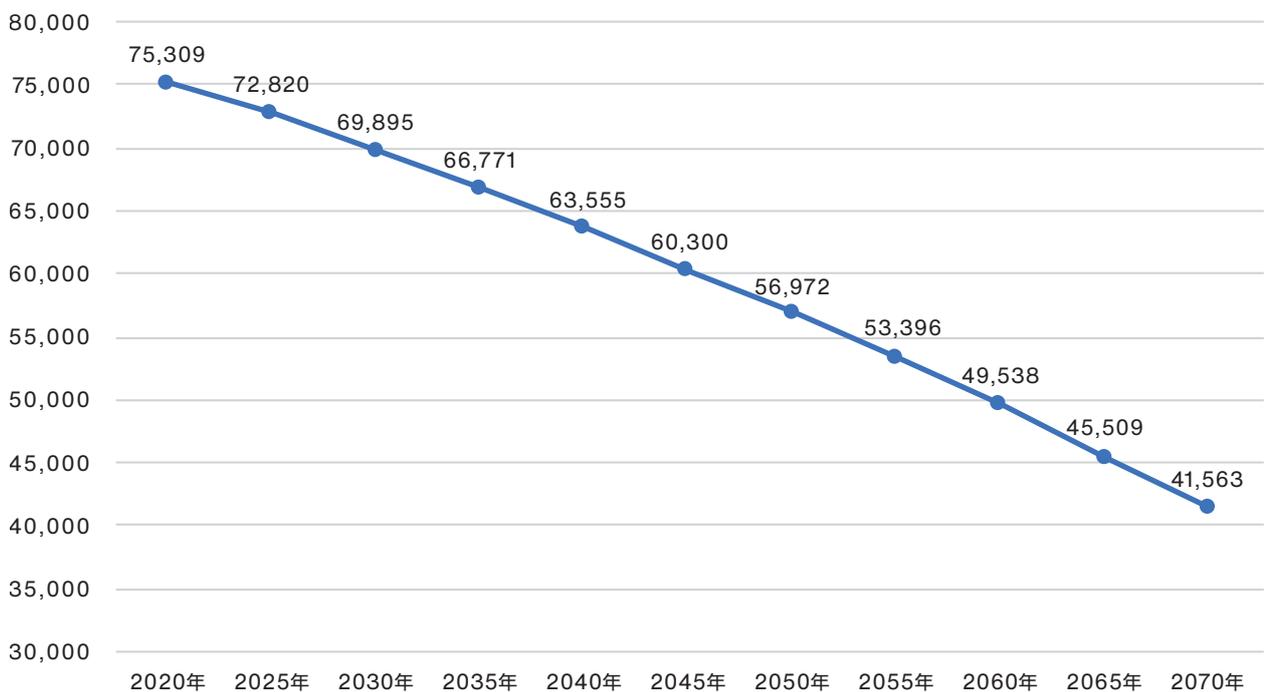
産業(大項目)	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上
A 農業, 林業	1	26	31	32	66	67	79	83	107	120	213	262	158	99	38	6	2
B 漁業	-	2	-	1	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-
D 建設業	17	70	122	145	169	225	324	222	185	175	198	118	51	16	2	1	-
E 製造業	118	718	917	916	1,031	1,364	1,779	1,478	1,179	772	425	312	139	40	6	4	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	4	8	12	7	7	12	11	7	11	9	4	-	-	-	-	-
G 情報通信業	1	34	58	44	38	55	77	49	46	22	4	3	-	3	-	-	-
H 運輸業, 郵便業	17	100	141	153	239	352	502	401	344	253	175	81	21	6	-	-	-
I 卸売業, 小売業	151	368	393	420	481	612	739	623	511	467	391	270	138	57	16	7	-
J 金融業, 保険業	-	24	55	43	61	60	80	90	83	58	24	9	9	4	1	-	-
K 不動産業, 物品賃貸業	1	11	18	26	30	40	47	52	37	53	39	44	23	14	6	1	-
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2	15	38	51	59	90	95	74	66	68	77	47	11	1	3	-	-
M 宿泊業, 飲食サービス業	129	178	89	75	138	191	218	189	123	145	142	158	49	35	7	-	-
N 生活関連サービス業, 娯楽業	7	84	70	77	119	99	120	109	98	76	101	90	48	22	5	1	-
O 教育, 学習支援業	13	106	123	115	118	144	169	165	183	167	93	33	7	1	-	-	-
P 医療, 福祉	11	260	345	357	418	509	569	463	391	334	283	184	47	19	1	-	-
Q 複合サービス事業	6	18	25	30	32	37	47	33	48	41	10	1	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	12	63	76	101	122	172	222	217	177	198	197	161	75	15	6	-	-
S 公務(他に分類されるものを除く)	3	51	107	125	122	98	132	129	85	58	26	13	2	-	-	-	-
T 分類不能の産業	5	20	29	31	23	33	32	29	17	12	12	30	21	11	2	-	-
計	494	2,152	2,645	2,754	3,274	4,156	5,244	4,417	3,687	3,032	2,420	1,822	800	343	93	20	2

第3章 将来人口推計

1 将来人口推計

(1) 総人口の推計

社人研の推計に準拠した算出による、本市の令和2年（2020年）から令和52年（2070年）までの人口の推計を見ると、30年後の令和32年（2050年）には60,000人を下回り、50年後の令和52年（2070年）には41,563人となると推測されています。



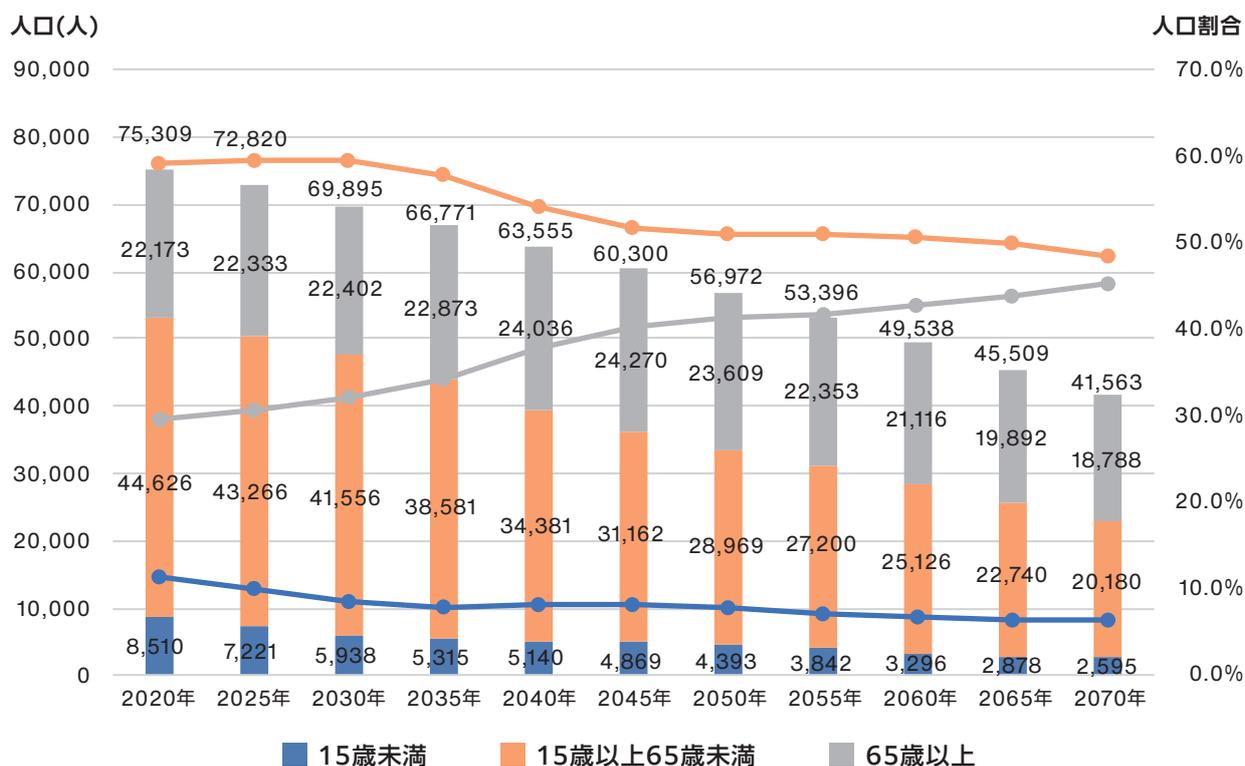
出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

(2) 年齢3区分別人口の推計

年齢3区分別人口(年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老年人口(65歳以上))の推計を見ると、年少人口は年々大幅に減少する見込みとなっています。

また、生産年齢人口についても、大幅に減少する見込みとなっており、年少人口の減少と同様、対策が求められます。

老年人口は令和27年(2045年)までは増加傾向となっていますが、それ以降は減少傾向となることが推測されています。

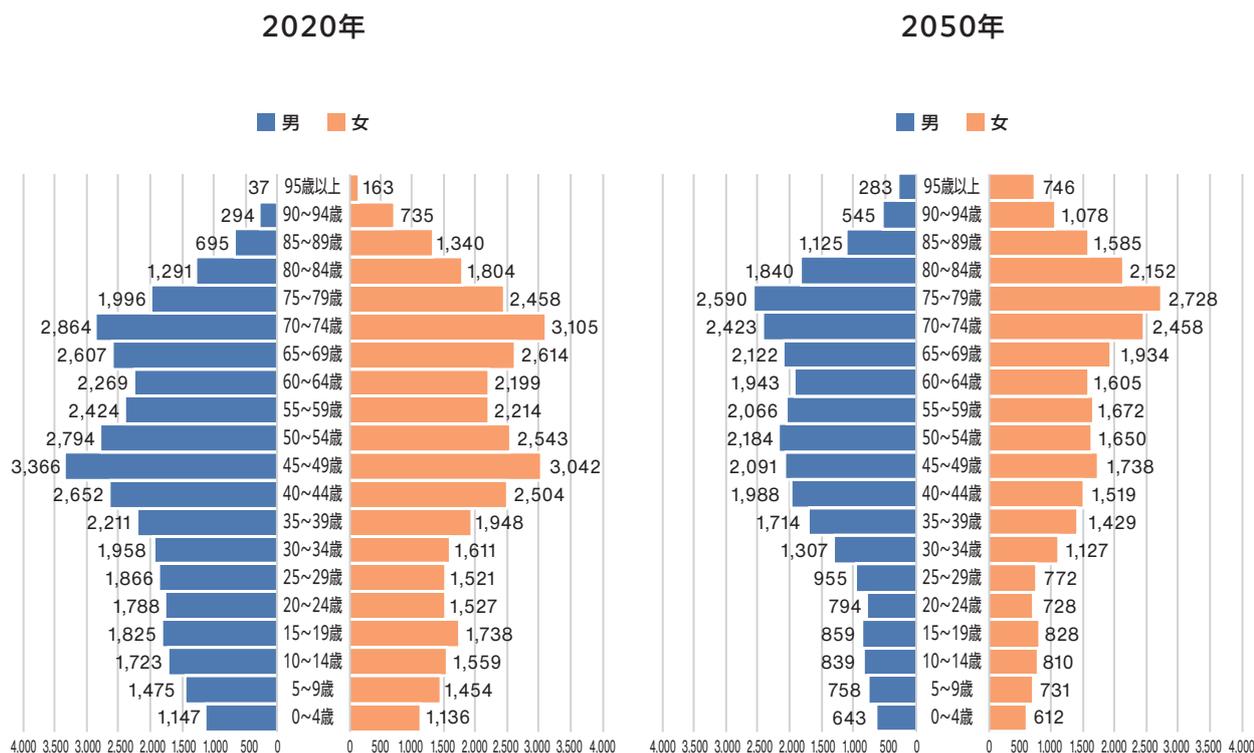


出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

(3) 男女、年齢5歳階級別人口の推計

令和2年（2020年）と、その30年後の令和32年（2050年）の年齢5歳階級別人口（令和32年（2050年）は推計）を見ると、令和2年（2020年）には「45～49歳」、「70～74歳」の層が多くなっていましたが、令和32年（2050年）には「75～79歳」の層が多くなっています。

また、全体的な人口減少が明らかとなっている中、次の世代を支える若年世代の減少が顕著に表れており、若年世代の負担の増加や、地域の担い手不足など様々な問題の発生が懸念されます。



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

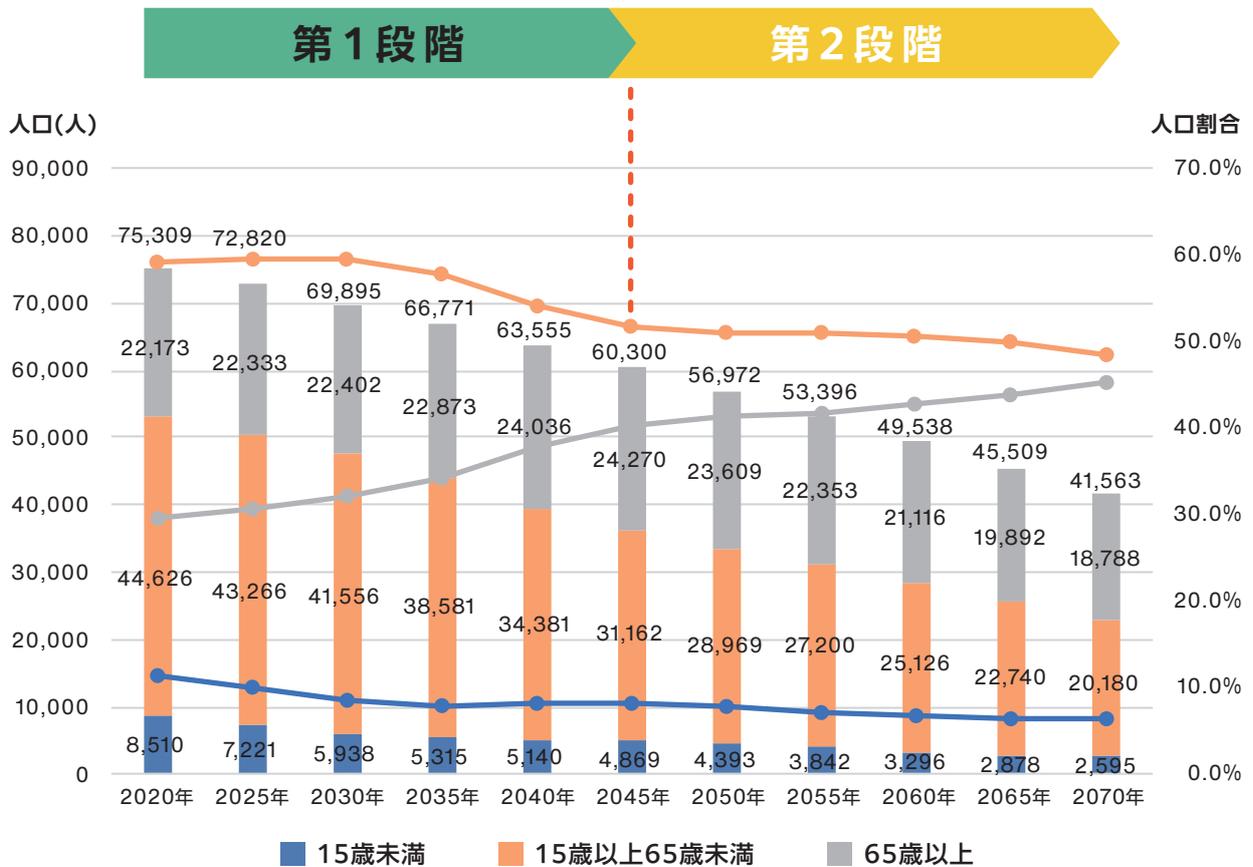
(4) 人口減少段階の把握

人口の減少段階は、年齢3区分別人口の推移により、3つの段階に分類できるとされています。

人口減少段階
○第1段階：老年人口（65歳以上人口）が増加し、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）及び年少人口（15歳未満人口）が減少
○第2段階：老年人口が維持・微減（減少率0%以上10%未満）し、生産年齢人口及び年少人口が減少
○第3段階：老年人口、生産年齢人口及び年少人口が減少

本市の状況を見ると、令和27年（2045年）頃までは「第1段階」、それ以降は「第2段階」となっていることがわかります。

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）において、日本の人口は令和22年（2040年）頃までが「第1段階」、令和22年（2040年）～令和42年（2060年）頃までが「第2段階」、令和42年（2060年）以降が「第3段階」となることが推計されており、本市は、国全体と比べると、人口減少段階の進行がやや緩やかであることがわかります。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

(5) 人口減少が地域社会に与える影響

i 生活への影響

(i) 地域環境

生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加することから、地域の担い手が減少し、災害発生時等を含めた地域における共助機能の低下などが懸念されます。

また、地域の歴史や伝統文化の継承が困難となるなど、地域コミュニティの維持に影響することが予測されます。

さらに、空き家の増加や増加した空き家の老朽化・荒廃が進むことにより、治安の悪化や、災害時のリスク増加につながることも懸念されます。

(ii) 子育て・教育

児童・生徒数の激減により、学校行事や部活動の実施・存続が危惧されます。

また、地域コミュニティを担う人材が減少し、地域活動の継続が難しくなることにより、コミュニケーション能力を育む機会や多様な考え方に触れる機会が減少することなどが懸念されます。

(iii) 医療・福祉

高齢化の進行と若年層の減少により、高齢者1人を支える現役世代の人数が減り続けており、現役世代の社会保障費の増大が懸念されます。

一方、今後も社会保障関係費は増加し続けると推測され、現役世代の負担が増大するとともに、人材の不足による医療・福祉・介護体制など、社会保障制度の維持が難しくなっていくことが想定されます。

(iv) 高齢者世帯の増加による交通弱者の増加

運転免許証の返納などにより、自家用車を運転できない高齢者が増加しており、交通弱者や買い物弱者などの増加が推測されます。

そのため、鉄道や路線バスなどの公共交通機関のニーズが高まっていくことが予測されます。



- **地域コミュニティ** 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

ii 地域経済への影響

人口減少と少子高齢化にともなう生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少（担い手不足）や消費意欲の低下、消費者数の減少によるサービスの過剰化（需給バランスの不均衡）を招き、経済成長の鈍化や消費市場の縮小が懸念されます。

また、企業などでの労働者や技術者の人材不足による地域経済の活力低下、事業主の高齢化の進展と後継者不足による事業承継の問題の顕在化、さらには中心市街地の空洞化や地元商店街の衰退が想定されます。

iii 行財政運営への影響

少子高齢化に伴う高齢者の増加や生産年齢人口の減少、事業所数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、税収の減少が予測されます。

また、医療や介護などの社会保障の対象者が増加し、社会保障費の増大が予測される一方、人口構造の変化に伴い、人口増加期に整備した公共施設や上下水道などの生活インフラの利用数が減少するとともに、施設の維持管理・更新にかかる費用が大きな負担となっていきます。



- **事業承継** 会社の経営について、経営者が後継者に引き継ぐこと。

本市による独自の将来人口推計では、出生性比（生まれた時点での男女の比率）や生残率（一定期間経過した時点で生存している人の割合）といった前提条件は社人研に準拠しますが、人口減少や人口構成比に大きく変化を与える合計特殊出生率や純移動率を本市独自に仮定し、さらに3つのシミュレーションを実施しました。

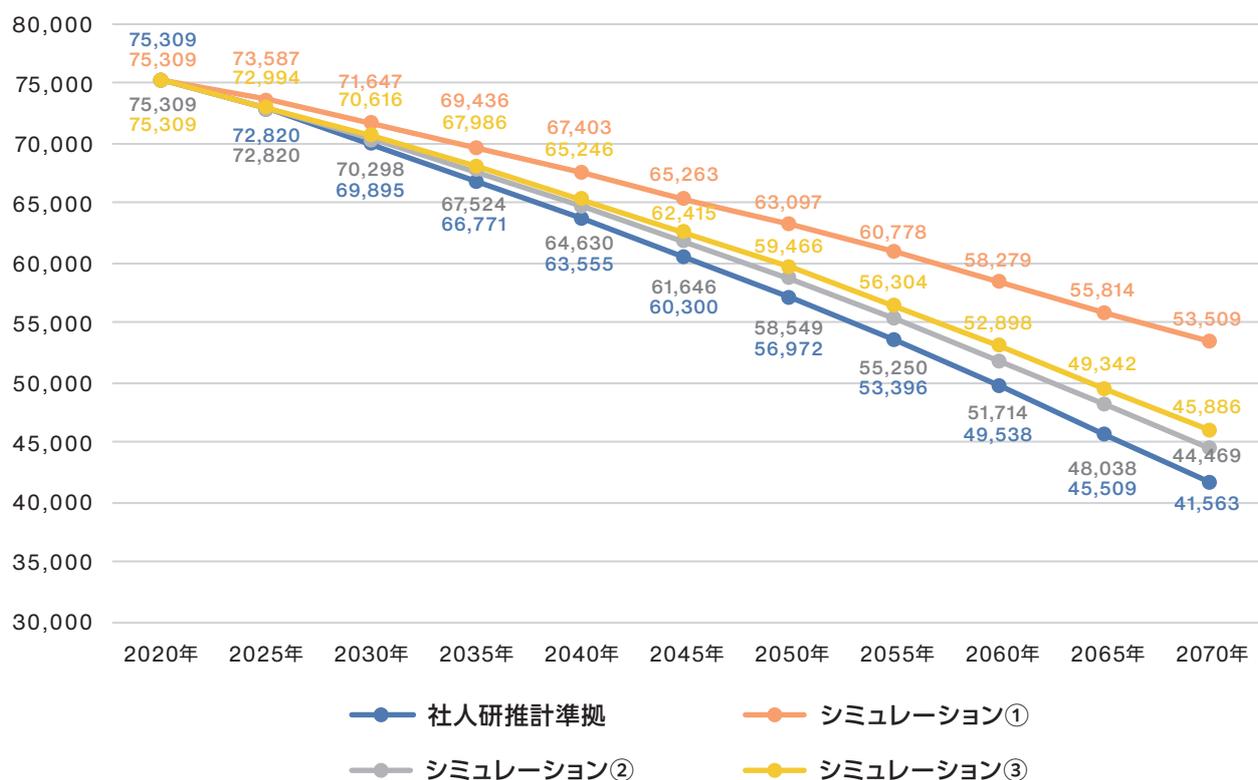
なお、いずれも令和2年（2020年）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査の本市の人口を利用します。

<p>シミュレーション① 合計特殊出生率大幅改善（国の「長期ビジョン」に準拠）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計特殊出生率は国の長期ビジョンに準拠し、令和12年(2030年)に1.8、令和22年(2040年)に2.07を実現し、その後令和52年(2070年)まで2.07を維持 ・ 純移動率は社人研に準拠
<p>シミュレーション② 合計特殊出生率改善（本市において過去10年間で最も高い合計特殊出生率を設定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計特殊出生率は令和12年（2030年）に、本市において過去10年間で最も高かった数値である1.42を実現し、その後令和52年(2070年)まで1.42を維持 ・ 純移動率は社人研に準拠
<p>シミュレーション③ 合計特殊出生率改善（本市において過去10年間で最も高い合計特殊出生率を設定）+純移動率向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計特殊出生率は令和12年（2030年）に、本市において過去10年間で最も高かった数値である1.42を実現し、その後令和52年(2070年)まで1.42を維持 ・ 純移動率を社人研数値から全ての世代において10%増加

シミュレーション①(国の長期ビジョンに準拠した合計特殊出生率の設定)による、本市の令和2年(2020年)から令和52年(2070年)までの人口の推計を見ると、30年後の令和32年(2050年)には約63,000人となり、50年後の令和52年(2070年)には53,509人となると推測されます。

シミュレーション②(本市において過去10年間で最も高かった合計特殊出生率の設定)による推計を見ると、30年後の令和32年(2050年)には58,549人となり、50年後の令和52年(2070年)には44,469人となると推測されます。

シミュレーション③(本市において過去10年間で最も高かった合計特殊出生率の設定・純移動率向上)による推計を見ると、30年後の令和32年(2050年)には60,000人を下回り、50年後の令和52年(2070年)には45,886人となると推測されます。



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
シミュレーション①											
総人口	75,309	73,587	71,647	69,436	67,403	65,263	63,097	60,778	58,279	55,814	53,509
年少人口	8,510	7,989	7,689	7,980	8,245	8,213	8,050	7,520	7,085	6,953	6,988
生産年齢人口	44,626	43,267	41,556	38,581	35,123	32,780	31,437	30,904	30,078	28,969	27,732
老年人口	22,173	22,332	22,402	22,875	24,035	24,270	23,610	22,353	21,116	19,892	18,788
シミュレーション②											
総人口	75,309	72,820	70,298	67,524	64,630	61,646	58,549	55,250	51,714	48,038	44,469
年少人口	8,510	7,221	6,340	6,067	6,215	5,823	5,281	4,698	4,163	3,783	3,562
生産年齢人口	44,626	43,267	41,556	38,581	34,380	31,553	29,658	28,198	26,436	24,362	22,118
老年人口	22,173	22,332	22,402	22,875	24,035	24,270	23,610	22,353	21,116	19,892	18,788
シミュレーション③											
総人口	75,309	72,994	70,616	67,986	65,246	62,415	59,466	56,304	52,898	49,342	45,886
年少人口	8,510	7,248	6,378	6,130	6,311	5,944	5,419	4,843	4,311	3,934	3,720
生産年齢人口	44,626	43,392	41,799	38,929	34,831	32,103	30,325	28,981	27,318	25,308	23,097
老年人口	22,173	22,353	22,439	22,927	24,104	24,369	23,722	22,480	21,268	20,101	19,069

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

(1) 目指すべき将来の方向

「館林市第6次総合計画（後期基本計画）」において、重点テーマとして掲げる「人口減少対策」に基づき、本市の人口減少に少しでも歯止めをかけるため、次のとおり取り組んでいきます。

i 子育て世代への支援の充実（自然減対策）

結婚を希望する方への支援や、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を充実させるとともに、より良い教育環境を整備することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- ① 結婚を希望する方への支援
- ② 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
- ③ より良い教育環境の整備

ii まちの活力とにぎわいの創出（社会減対策）

地域資源を最大限に活用し、移住・定住の促進や産業の活性化などに取り組むことにより、まちの活力とにぎわいを創出し、人や企業に選ばれるまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

- ① 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大
- ② 企業誘致の推進と地域産業の支援
- ③ 魅力的なまちづくりの推進

iii DXの推進（持続可能な行政運営）

市民サービスと庁内業務のDX推進に取り組み、市民の利便性向上や行政コストの削減などを図ることにより、人口減少社会においても持続可能な行政運営の実現を目指します。

【具体的な取組】

- ① 市民サービスのデジタル化
- ② 庁内業務のデジタル化

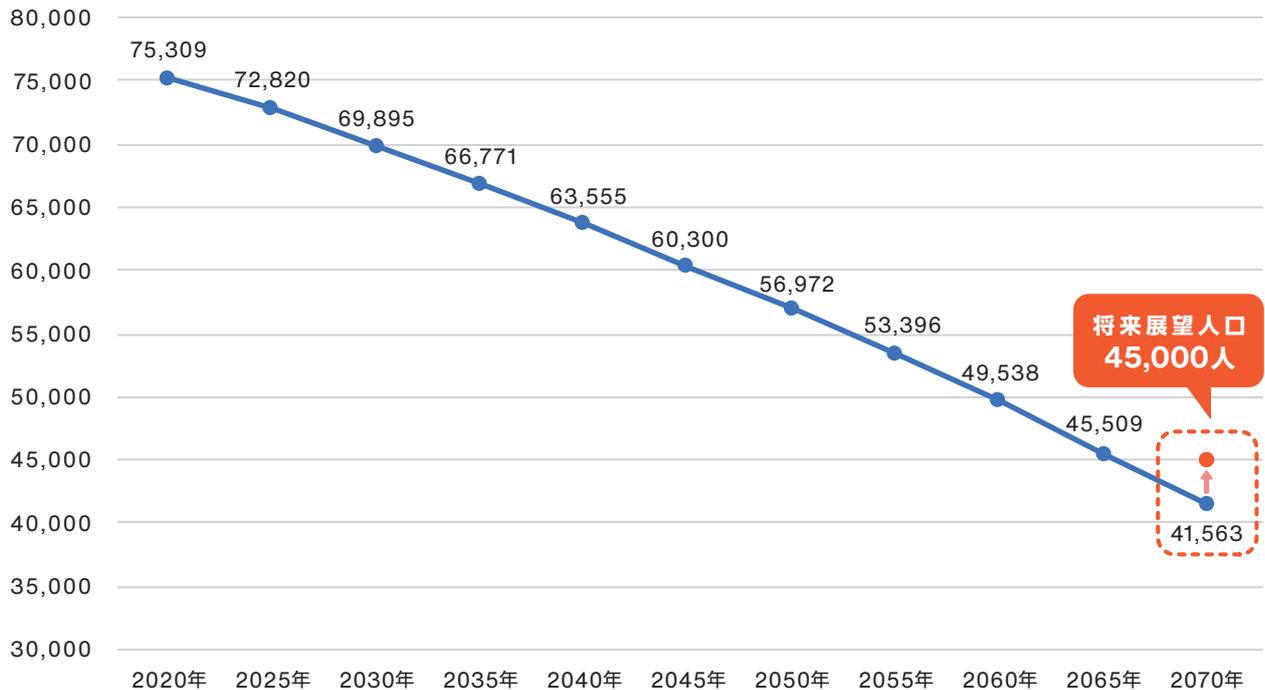
- **子育て世代** 子どもを産み育てているかどうかにかかわらず、おおむね18歳～40歳代の年齢層の方を広く指すもの。
- **自然減** 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、死亡数が出生数を上回っている状態のこと。
- **社会減** 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転出数が転入数を上回っている状態のこと。
- **関係人口** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
- **DX** Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

(2) 将来展望

国の長期ビジョン及び本市の人口推計などを考慮し、本市の将来の人口を展望します。

【人口の将来展望】

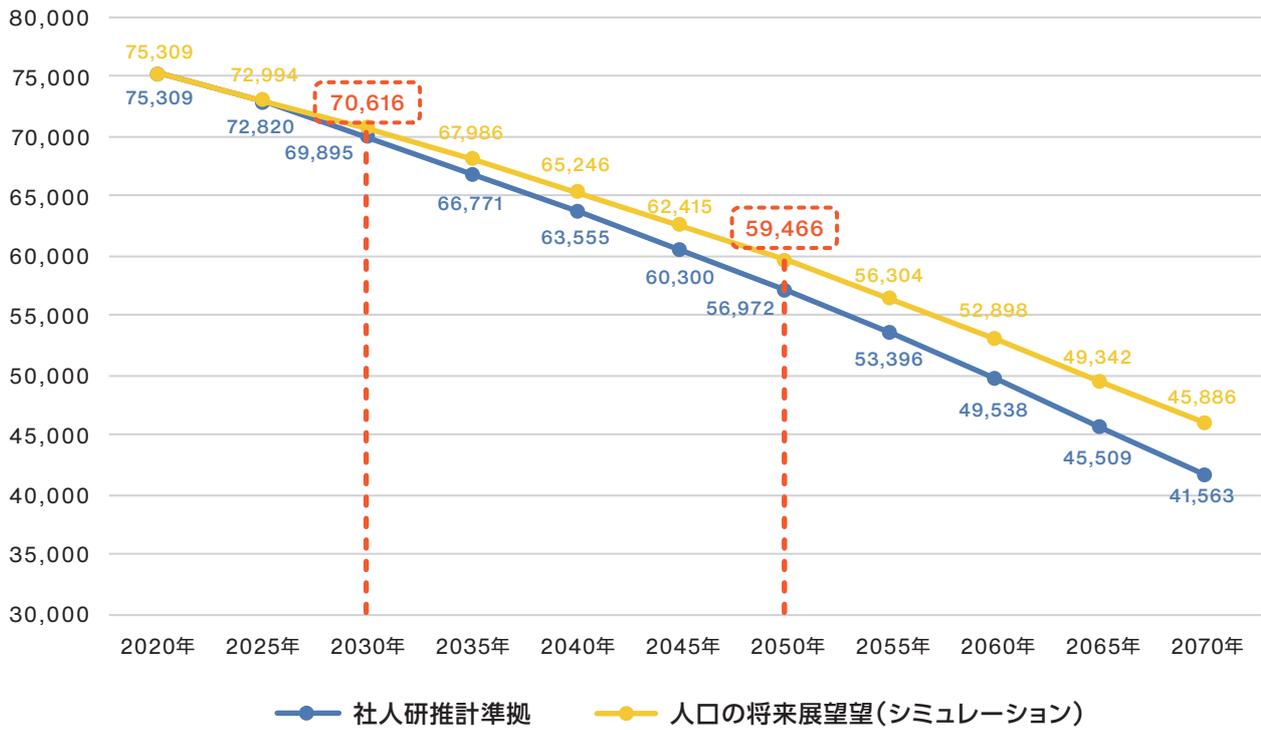
令和52年(2070年)に人口45,000人の確保を目指します。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

社人研推計に準拠した算出では、令和52年(2070年)には人口41,563人となると推計されていますが、本市では、「館林市第6次総合計画(後期基本計画)」において、重点テーマとして「人口減少対策」を掲げており、また総合戦略などに基づく様々な施策を展開することにより、令和52年(2070年)に人口45,000人を確保し、将来にわたって持続可能な社会形成を目指すこととします。

なお、先に示したシミュレーションにおいては、シミュレーション③(本市において過去10年間で最も高かった合計特殊出生率の設定・純移動率向上)が将来展望人口45,000人を超える、近い数値の推計となることから、シミュレーション③を人口の将来展望を示すシミュレーションとして用いることとし、短・中期的な目標を設定することとします。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」
及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局提供ワークシート

【人口の短期目標】

令和12年(2030年)に人口70,000人の確保を目指します。

【人口の中期目標】

令和32年(2050年)に人口59,000人の確保を目指します。

第2部

第3期館林市 まち・ひと・しごと創生総合戦略



第1章 はじめに

1 策定の背景・目的

わが国においては、少子高齢化の進行とともに人口減少時代に突入しており、社会全体が縮小し、国内市場の売上げ減少や人手不足の深刻化、社会保障制度の崩壊などの様々な問題の発生が懸念されています。

本市においても、平成17年（2005年）の79,454人をピークに人口の減少局面に入っており、今後、将来的な人口は大幅に減少し、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した算出によると、令和52年（2070年）には約4万人にまで減少すると予想されています。

このような状況に対応し、本市の持続的な発展に向けた取組を推進するため、平成27年（2015年）に地方創生に向けた取組の方向性などを示した「館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

さらには、令和3年（2021年）に「第2期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定し、地方創生などに係る取組の強化に取り組んできました。

このような中、第2期総合戦略の計画期間が令和7年度（2025年度）をもって終了することから、本市の実情に応じた今後の目標、取組の基本的方向や具体的な施策などを示す「第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」という。）を策定するものです。

2 計画期間

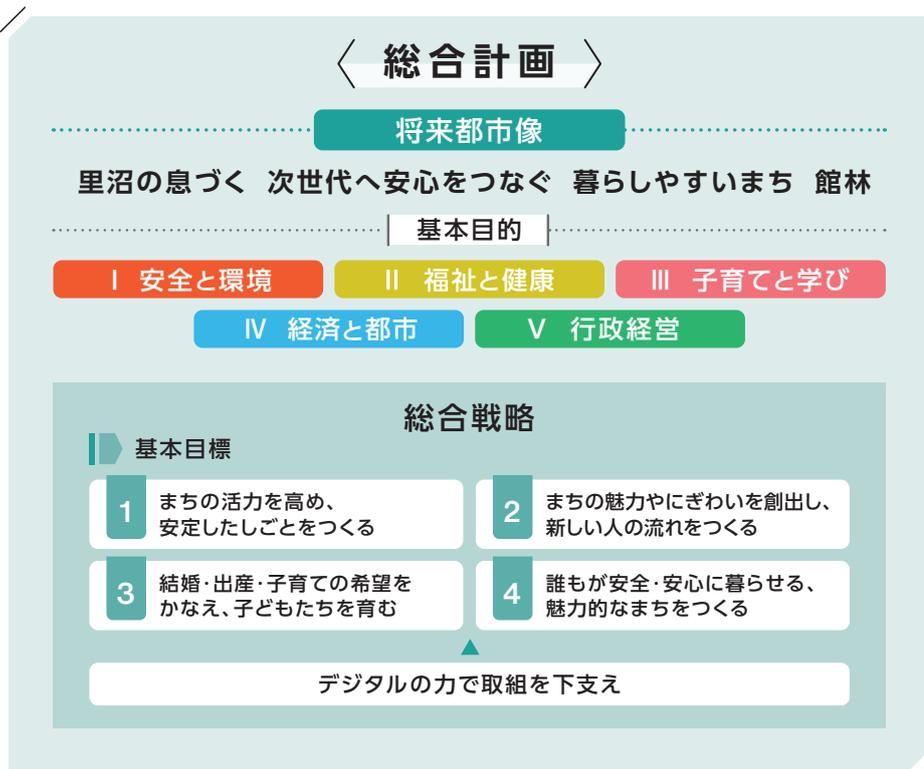
令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とします。

3 位置づけ

本市では、まちづくりの基本方針となる市の最上位計画である「館林市第6次総合計画（後期基本計画）」（以下「総合計画」という。）における重点テーマとして「人口減少対策」を位置付け、本市の持続的な発展を目指し、各種取組を進めることとしています。

この第3期総合戦略は、総合計画で示す施策をはじめ、国及び県の総合戦略などとの整合性に留意しながら、地方創生を目的とする取組をさらに推進していくための計画として位置付けます。

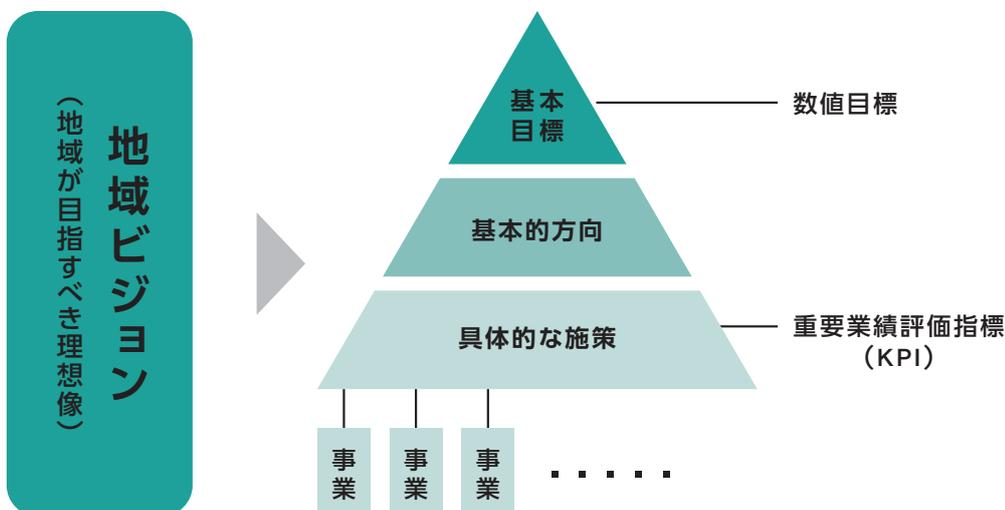
【総合計画と総合戦略の関係性】



4 計画の構成

第3期総合戦略では、これまでの地域の様々な社会課題解決や魅力向上などを図る取組を継承しつつ、更に発展していくため、「地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）」を明示し、その実現を図るための「基本目標」、「基本的方向」、「具体的な施策」、「具体的な事業」及びそれらの成果を検証するための「数値目標」、「重要業績評価指標（KPI）」を設定するものとします。

【構成のイメージ図】



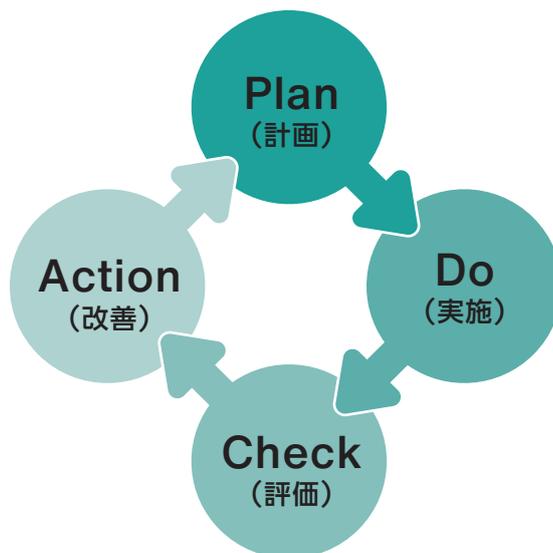
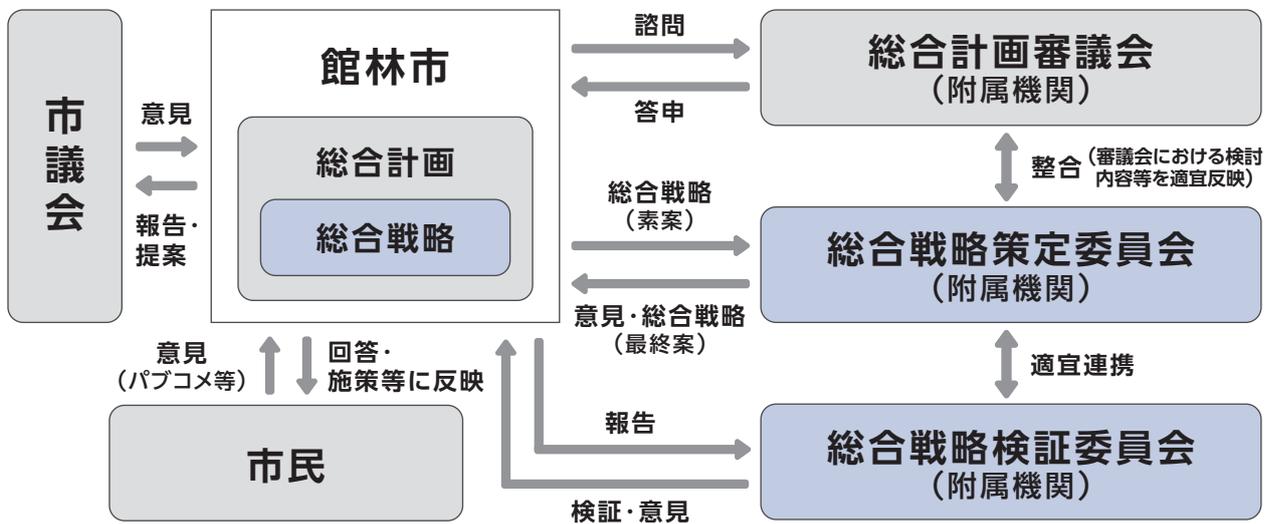
5 推進体制

第3期総合戦略の策定に当たっては、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業などの様々な分野の有識者で構成される「館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」を設置し、幅広い知見からの意見を伺いながら、検討を行いました。

また、本計画を効果的かつ着実に推進していくために、「館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」同様、様々な分野の有識者で構成される「館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」により、毎年度、各種施策の実施状況や数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の推移を把握・検証を行います。

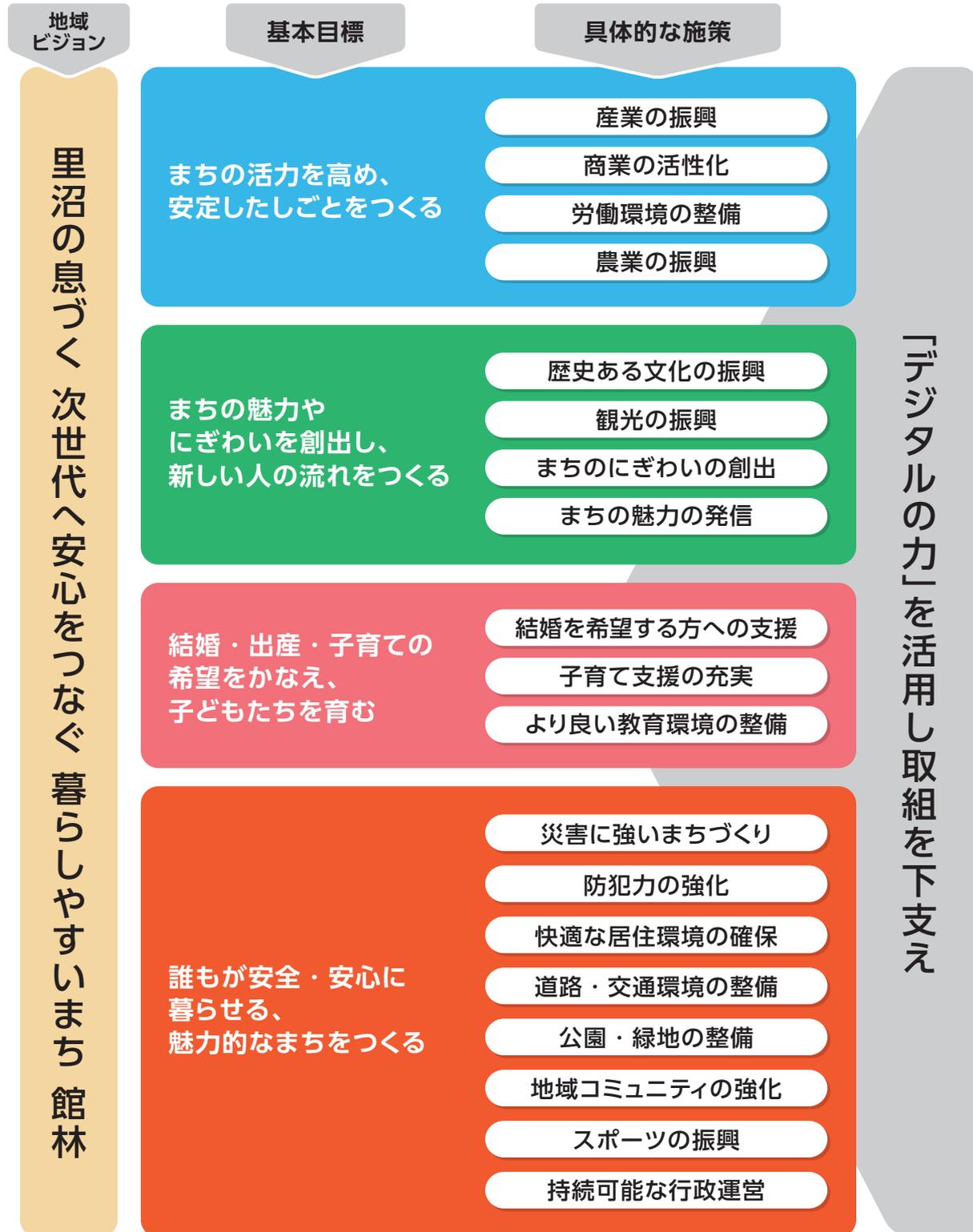
その検証を通じて、PDCAサイクルを運用し、次年度の事業を改善するプロセスを実践します。

【推進体制のイメージ図】



第2章 計画の方向性

1 政策体系



2

地域ビジョン

第3期総合戦略の地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）については、市の最上位計画である総合計画との関連性を鑑み、計画に掲げる「将来都市像」と同様とします。

【地域ビジョン】

里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林

《将来都市像（地域ビジョン）について》（総合計画より抜粋）

第5次総合計画におけるこの10年間は、全国各地において自然災害が多発した期間でありました。災害多発期に入ったともいえるこうした状況に備え、今後もより一層の水防災意識社会づくり、大規模地震に対する強靱なまちづくりが求められます。加えて、新型コロナウイルスなどをはじめとする感染症対策においても、万全なリスク管理が重要になってきたといえます。

一方で、社会全体としては、人口減少化時代を見据えて、東京一極集中を回避でき、本市が持続できる人口規模を維持していけるよう、今後10年の対策を講じる必要があります。

そうした多くの課題を抱える中ですが、令和元年に本市の「里沼」が日本遺産に認定されました。多くの沼を母胎に持つ館林が、長い歴史をかけて築いてきた、人と自然の調和した沼辺文化が、まさに評価されたものです。

四季折々の草花に彩られ、豊かな鳥のさえずりに耳をすまし、米麦の田園風景に目を潤されながら、館林の人々は日々、自然に心を抱かれています。先人から引き継がれた、美しい環境を、今後も保全しながら、自然との共生を図ってまいります。

郷土に誇りを持ち、地域の課題を共有できる、協働、共創、公民の連携によるまちづくりを進めるとともに、自然災害、環境問題、人口問題、産業構造など、あらゆる面において強靱で持続可能な里沼のまちを目指すとした「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を第6次総合計画の将来都市像といたします。

前述のとおり、国内では人口減少の加速が顕著であり、本市においても、このまま特段の対策を行わなければ人口が急速に減少することが見込まれます。

人口減少が進行すると、社会全体が縮小し、人手不足の深刻化や社会保障制度の崩壊などの様々な問題の発生が懸念されることから、本市の持続的な発展に向けて「人口減少対策」を念頭に置いた地方創生施策の展開が急務となっています。

そのようなことから、本市では、まちづくりの基本方針となる市の最上位計画である総合計画における重点テーマとして「人口減少対策」を位置付け、人口減少の要因となる、「自然減」と「社会減」の2つの側面それぞれに対応した取組を進めるとともに、人口減少が進行した状況下においても市民サービスを維持するための「持続可能な行政運営」を目指すこととしています。

こういった背景を踏まえ、第3期総合戦略においては、「人口減少対策」を念頭に置きながら、国が地域の社会課題解決や魅力向上を図るために必要であると示す、「デジタルの力を活用しつつ①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる」という4つの目標を達成できるよう、次のとおり基本目標を定めることとします。

【基本目標1】まちの活力を高め、安定したしごとをつくる

【基本目標2】まちの魅力やにぎわいを創出し、新しい人の流れをつくる

【基本目標3】結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちを育む

【基本目標4】誰もが安全・安心に暮らせる、魅力的なまちをつくる

これらの基本目標の達成に向け「デジタルの力」を活用し取組を下支え

- **自然減** 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、死亡数が出生数を上回っている状態のこと。
- **社会減** 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転出数が転入数を上回っている状態のこと。

(1) 基本目標1「まちの活力を高め、安定したしごとをつくる」

数値目標		
指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市内製造業企業数	217社	230社
市内製造業従業者数	8,226人	8,600人

《 基本的方向 》

- 1-1 事業中の産業団地の造成の着実な実施と、継続した団地開発に向けた検討などを進め、市内への企業の誘致を推進します。
- 1-2 地域の事業者に向けた各種支援を実施するとともに、関係機関と連携し、働きやすい職場環境の整備や市内企業の魅力発信などを進め、市内への就職の促進に取り組みます。

(2) 基本目標2「まちの魅力やにぎわいを創出し、新しい人の流れをつくる」

数値目標		
指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
社会増減数	234人（令和6年）	300人
観光入込客数	1,519,158人	1,650,000人

《 基本的方向 》

- 2-1 本市の魅力の発信やきめ細やかなサポートによる移住・定住の促進を図ります。
- 2-2 市外の方が地域と関わる機会を提供する官民連携の取組の実施などにより、地域の活性化につながる関係人口の創出・拡大を図ります。
- 2-3 世界一のつつじや日本遺産「里沼」、歴史ある街並みなどのまちの資源の効果的な発信及び本市のブランドイメージの向上に官民連携により取り組みます。
- 2-4 まちなかのにぎわい向上につながる公共空間の効果的な利活用などにより、魅力的なまちづくりを推進します。

- **社会増減数** 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転入数と転出数の差分のこと。
- **関係人口** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
- **里沼** 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。



(3) 基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちを育む」

数値目標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
自然増減数	△735人（令和6年）	△1,200人
合計特殊出生率	0.95（令和6年）	1.42

《 基本的方向 》

- 3-1 ライフスタイルの多様化を踏まえ、結婚を希望する方に対する経済的支援や出会いの機会の提供など、様々な婚活支援に取り組みます。
- 3-2 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を充実させるとともに、より良い教育環境を整備することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

(4) 基本目標4「誰もが安全・安心に暮らせる、魅力的なまちをつくる」

数値目標

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
住みよさランキング	379位	210位
行政手続のオンライン化に関する市民満足度（5段階評価）	3.6 / 5.0	4.0 / 5.0

《 基本的方向 》

- 4-1 大規模な地震や風水害などの災害、交通事故、犯罪など、様々な危険から生命及び財産を守ります。
- 4-2 快適で便利な都市基盤の整備を進め、市民の安全・安心な暮らしを確保します。
- 4-3 子どもからお年寄りまで、誰もが生きがいを持って暮らせる地域をつくります。
- 4-4 DXの推進などによる市民の利便性向上や行政コストの削減を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

- **自然増減数** 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、出生数と死亡数の差分のこと。
- **合計特殊出生率** 1人の女性が一生のうちに産む子どもの数。
- **DX** Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

4 重点的な取組

まちを持続させるために必要不可欠な「人口減少対策」について、第3期総合戦略における4つの基本目標と横断的に関連付け、各種施策に重点的に取り組みます。

人口減少の要因として、「自然減」と「社会減」の2つの側面があることから、「自然減」と「社会減」のそれぞれに対応した取組を進める必要があり、「自然減対策」としては「子育て世代への支援の充実」を、「社会減対策」としては「まちの活力とにぎわいの創出」に資する取組を強化します。

また、人口減少が進行した状況下においても市民サービスを維持する必要があることから、「持続可能な行政運営」を行うため、「自然減対策」「社会減対策」の双方を下支えする取組として「DXの推進」に努めます。

《 重点的な取組 》 人口減少対策

【自然減対策】子育て世代への支援の充実

- ① 結婚を希望する方への支援
- ② 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
- ③ より良い教育環境の整備

【社会減対策】まちの活力とにぎわいの創出

- ① 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大
- ② 企業誘致の推進と地域産業の支援
- ③ 魅力的なまちづくりの推進

【持続可能な行政運営】DXの推進

- ① 市民サービスのデジタル化
- ② 庁内業務のデジタル化

人口減少対策

自然減対策

社会減対策

子育て世代への支援の充実

まちの活力とにぎわいの創出

持続可能な行政運営
DXの推進

- **自然減** 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのうち、死亡数が出生数を上回っている状態のこと。
- **社会減** 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのうち、転出数が転入数を上回っている状態のこと。
- **子育て世代** 子どもを産み育てているかどうかにかかわらず、おおむね18歳～40歳代の年齢層の方を広く指すもの。
- **関係人口** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
- **DX** Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

(1) 背景

ア 社会におけるデジタル化の動向

総務省がとりまとめた「情報通信白書令和6年版」によると、AIをはじめとするテクノロジーの進化が著しく、特に生成AIについては産業から人々の生活まであらゆる分野に影響が及ぶものであることが示されています。

また、今後、国においても光ファイバーや携帯基地局などの整備を進めるとともに、光電融合技術など最先端技術を用いた大容量・低遅滞・低消費電力の通信インフラの推進に取り組み、社会のさらなるデジタル化に取り組んでいくことが示されています。

イ 自治体のデジタル化に向けた国の動向

総務省では、令和2年（2020年）の「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などを取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。この計画に基づいて、各自治体は情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化、AIの利用促進などに取り組むことが求められています。

また、総務省は令和3年（2021年）に、DXを推進するに当たって想定される一連の手順を示す「自治体DX推進手順書」を公開しています。なお、「自治体DX推進計画」及び「自治体DX推進手順書」は令和7年（2025年）に4.0版に更新されています。

(2) 「デジタルの力」を活用し取組を下支え

前述のとおり、国内では、AIをはじめとするテクノロジーの進化など、急速なデジタル技術の発展により、社会全体のデジタル化が進んでいます。

また、少子高齢化による人口減少社会の進行、社会情勢の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応、行政手続のデジタル化が求められている中で、デジタルの力の活用が必要不可欠となっています。

このような背景を踏まえ、本市においても、市民の利便性向上や地域経済の活性化、さらには持続可能な行政運営の実現に向けた行政コストの削減及び事務効率化を図るため、令和6年（2024年）に策定した「館林市DX推進計画」などにに基づきながら、デジタルの力を効果的・効率的に活用し、第3期総合戦略における4つの基本目標が達成できるよう、各種取組をしっかりと下支えしていきます。

※取組の評価は「館林市DX推進計画」の検証に併せて実施

※注釈語句については P46 に掲載



【「重点的な取組」と「デジタルの力の活用」に係る取組の例】



「重点的な取組」に係る施策例

- 新規団地の造成・拡張及び企業誘致の推進
- アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用
- 労働環境の整備・改善と就労支援
- たてばやしブランドの構築と認知度の向上

- シビックプライドの醸成
- 世界一のつつじや日本遺産「里沼」などの地域の魅力の効果的な発信
- 多様な観光客への対応
- 移住・定住の促進
- 関係人口の創出・拡大

- 婚活などに関する各種支援
- 地域子育て支援の推進
- 質の高い保育サービスの充実
- 学習環境や生活環境の充実

- 空き家の利活用の推進
- ウォーカブルなまちづくりの推進
- 公共交通の利便性の向上及び多様な移動環境の整備
- 公園・緑地のにぎわい創出や魅力の向上
- 地域活動の活性化
- スポーツ環境の充実
- DXの推進による効率的な行政運営

「デジタルの力」の活用例

- キャッシュレス決済の推進
- デジタル地域通貨の利用拡大
- デジタル技術を活用した労働環境の整備
- スマート農業の推進

- 地域文化のデジタル記録保存の推進
- プラネタリウムを活用した地域活性化
- ICTやIoTを活用した観光施策
- SNSを用いた市民への情報発信強化

- 公立保育園等における保育業務のDX
- 教育DXの推進
- 図書館のデジタル化

- タクシー助成システムの活用
- スマート窓口の推進
- 行政手続きのオンライン化
- デジタルデバйд対策の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 生成AIなどの利用推進
- ペーパーレスの推進
- テレワークの推進



- **AI** Artificial Intelligence の略称。人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。
- **生成AI** データから新しい情報や画像、音声などを生成する人工知能に関する技術のこと。
- **光ファイバー** 光を伝搬するための光導波路で、光通信分野において光信号の伝送路として使用されるもの。
- **携帯基地局** 携帯電話などの無線通信において、電波を送受信し、携帯電話端末と電話網の間で通信を中継する役割を担う設備のこと。
- **光電融合技術** 光信号を扱う技術と電気信号を扱う技術を高密度に統合し、高速・低遅延・省電力な通信や計算を実現する技術のこと。
- **DX** Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。
- **アントレプレナー** 新しく事業を起こす人のこと。
- **遊休不動産** 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。
- **たてばやしブランド** 館林の特性や風土、歴史と文化を活かした商品やサービスを開発・製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。
- **キャッシュレス** 現金を用いずにお金の支払いや受取りを行うこと。
- **デジタル地域通貨** 地域社会での支払いや経済活動において、電子的な形で使用される通貨のこと。
- **スマート農業** ロボット、AI、IoTなどの情報通信技術を活用し、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の生産性の向上などを図るもの。
- **シビックプライド** まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのこと。
- **里沼** 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。
- **関係人口** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
- **ICT** Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
- **IoT** Internet of Things の略称。日常の物体がインターネットに接続されており、データの収集や通信が可能な状態のこと。
- **SNS** Social Networking Service の略称。ユーザーがプロフィールを作成し、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、コンテンツを共有したりするウェブサイトやアプリケーションのこと。
- **ウォーカーブル** 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。
- **タクシー助成システム** タクシー券の代わりとしてマイナンバーカードを活用してタクシー助成を行う仕組みのこと。
- **スマート窓口** インターネットや電子端末を活用して、行政サービスや情報の提供、手続の支援を行う窓口のこと。
- **デジタルデバイド** デジタル技術を活用できる人とそうでない人との間の格差のこと。
- **ペーパーレス** 紙の文書を使用せず、電子化された文書やデータを利用すること。
- **テレワーク** インターネットやコミュニケーションツールを利用し、オフィス外で業務を行うこと。

令和6年（2024年）12月に、国より『強い』経済と『豊かな』生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が『新しい日本・楽しい日本』を創る』ことを目指す姿とする、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元気にするための「地方創生2.0」という新たな考え方が示されました。

そのような中、令和7年（2025年）6月に、国において「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、地方創生の推進に向けた動きがより活発化しています。

このようなことから、本市においても、今後示される「地方創生2.0」における様々な政策等について、適宜、適切に施策などに反映し、若者や女性に選ばれる、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる地方の創出に向け取り組んでいきます。

【参考】「地方創生2.0」における政策の5本柱（「地方創生2.0基本構想」（概要）より）

3. 政策の5本柱

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- 人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生 ～地方イノベーション創生構想～

- 多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
- 構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。

(3) 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

- 過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。
- 政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。

(4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- GX・DXを活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面的に展開していく。
- AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を表現する。

(5) 広域リージョン連携

- 都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面的に展開する。

第3章 基本目標達成に向けた具体的施策

1 基本目標1「まちの活力を高め、安定したしごとをつくる」

(1) 産業の振興

① 新規団地の造成と拡張

事業中の北部第四工業団地と大島工業団地を着実に進め、企業の進出ニーズに応えるとともに、継続した団地開発に向けた検討・調整を進めます。

② 企業誘致の推進

事業中の工業団地へ、税収や雇用面で魅力がある製造業などの企業の誘致を進めます。

③ 企業の連携・事業承継の支援

中小企業者の後継者不足の解消、事業継続のため、関係機関と企業情報を共有し、親族内承継や企業間の連携、企業合併・買収などの事業承継を支援します。

④ 産学官金連携の推進

新たな商品・技術・サービスの創出によるものづくりへの関心を高め、雇用拡大につなげるよう、工業・商業・農業分野の事業者と高校・大学などの教育機関・研究機関、行政機関及び金融機関の連携を推進します。

⑤ 経営の支援

経営の安定や競争力の向上のため、事業所の経営診断を積極的に推進し、制度融資の充実及び新製品・新技術の開発、企業力アップ、販路拡大、事業マッチング、情報提供、経営相談などの支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
市内事業所数	3,383 事業所 （令和3年度）	3,400 事業所
市内の全事業所の数		
市内従業者数	36,113 人 （令和3年度）	37,000 人
市内の全事業所における従業者の数		
従業員1人当たりの付加価値額	1,728.6 万円 ※小数第2位を四捨五入	1,550 万円
製造業を営む事業所の従業員1人当たりが一定期間に生み出した価値の額		
製造品出荷額等	3,706.5 億円 ※小数第2位を四捨五入	3,500 億円
事業所の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の出荷額の合計		
市内工業団地等面積	228.4ha	311.2ha
市内の工業・産業・流通団地の面積の合計		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

17産業

- **事業承継** 会社の経営について、経営者が後継者に引き継ぐこと。

(2) 商業の活性化

① 個性がある商店の集積

公民連携を推進して、個性がある商店の集積に取り組み、エリアの価値を高めます。

② アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用

まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって地域の稼ぐ力や価値を高めます。

③ 経営の支援

専門家の助言などの外部評価により、商店の強みを生かした商品・サービスを提供することによって消費者に選ばれる店舗づくりを支援するとともに、消費者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の推進やインバウンド集客、デジタル技術などを活用した経営を支援します。

④ たてばやしブランドの構築と認知度の向上

地域の特性や風土、歴史と文化に基づくたてばやしブランドの商品を開発し、地域内外に広めることによって、商店の売上げ増加と地域経済の活性化を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
創業塾受講後に創業した件数	2件	2件
創業塾を受講した後に市内で創業した件数		
商店店舗診断件数	4件	4件
商店店舗診断を受けた商店の数		
遊休不動産の利活用件数	3件	3件
市の事業（創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム）によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

18商業



-
- **アントレプレナー** 新しく事業を起こす人のこと。
 - **遊休不動産** 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。
 - **キャッシュレス** 現金を用いずにお金の支払いや受取りを行うこと。
 - **インバウンド** 外国人の訪日旅行、訪日旅行者のこと。
 - **たてばやしブランド** 館林の特性や風土、歴史と文化を活かした商品やサービスを開発・製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。
 - **創業塾** 創業を目指している人を対象とした、経営や販路拡大など基礎知識や事業計画の立て方などが学べる講座のこと。
 - **リノベーションまちづくり** 使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。

(3) 労働環境の整備

① 若年層の市内就職の促進

若年層に対し市内企業の魅力を積極的に発信し、企業に対する関心を高めるとともに、学校と連携したキャリア教育などを通じて、若年層の市外流出抑制とUターンなどの就職の促進を図ります。

② 労働環境の整備・改善と就労支援

働く意欲のある全ての方が、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わずその能力を発揮できるように、公共職業安定所や県、商工会議所などの関係機関と連携し、働きやすい職場環境整備など雇用環境の向上を図るとともに、個性に合った就労支援に努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの取組促進

国や県などと連携して労働関係法令やワーク・ライフ・バランスに係る周知に努め、デジタル技術などを活用した多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向けて、市民の理解や企業・事業所などの主体的な取組を促進します。

④ 勤労者向け融資制度の維持

勤労者を対象とした住宅資金や生活資金の融資制度を維持し、セーフティネットの役割を果たしていきます。

重要業績評価指標 (KPI)		
指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
企業ガイダンス参加者数	330人	200人
企業ガイダンスを利用した方の数		
Uターン支援奨励金の受給労働者数	30人	25人
Uターン支援奨励金の支給を受けた対象労働者の数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

19労働環境

- **キャリア教育** 勤労観及び職業観を育てる教育のこと。
- **Uターン** 生まれ育った場所以外に移り住み、その後再び出身地に戻り住むこと（Uターン）及び生まれ育った場所から出身地以外の場所に移り住むこと（Iターン）の総称。
- **ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和のこと。



(4) 農業の振興

① 営農環境の整備

地域における農業において、中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）を決め、地域自らの話し合いと併せ、農地機能の維持に資する多面的機能支払交付金事業も活用することによって解決する体制づくりを推進するほか、ほ場整備事業などの基盤整備による農地の集積・集約化とともに、老朽化した水利施設の修繕・改修や新たな担い手の育成を図るなど、営農環境を整備します。

② 付加価値の向上と効率化

市内で生産される農産物の付加価値を高めるために、農商工連携や六次産業化、有機農業や自然農法など多様な農家・農業法人の取組への支援により、農産物のブランド化及び販路拡大を推進するとともに、農業の効率化に向けて、魅力ある職業とすべくICTなどを活用したスマート農業の推進を図るほか、環境負荷軽減に配慮した病害虫対策を実施し、持続可能な農業の実現を目指します。

③ 食に対する意識の向上

消費者のニーズに応じて、安全・安心でおいしく新鮮な農産物づくりを推進するとともに、「食と農」をテーマとした交流事業などを通じて、地産地消、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
担い手の農地利用集積状況	64.7%	68.0%
耕地面積のうち、担い手へ集積された農地面積の割合		
農業産出額	59.2 億円 (令和5年)	61 億円
農業生産活動による最終生産物の総算出額（耕種、畜産、加工農産物）		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

20 農業

- **多面的機能支払交付金事業** 農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援や地域資源の適切な保全管理を推進する目的で国から支給される交付金。
- **ほ場整備事業** 地域の要望を踏まえ、ほ場の大区画化、用排水路・農道の整備により、地区内の担い手への農地集積・集約化するとともに、高収益作物の導入を図るもの。
- **六次産業化** 一次産業（農林漁業）と、二次産業（製造業）、三次産業（小売業）などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。
- **ICT** Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
- **スマート農業** ロボット、AI、IoTなどの情報通信技術を活用し、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の生産性の向上などを図るもの。

2

基本目標2「まちの魅力やにぎわいを創出し、新しい人の流れをつくる」

(1) 歴史ある文化の振興

① 芸術文化活動の拠点施設の充実

芸術活動や文化活動の拠点となる施設の充実を図ります。

② 芸術文化活動の推進

優れた芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、芸術文化活動の場の提供や新たな芸術文化創造の支援に努めます。

③ 文化財の保存・継承・活用に向けた環境整備

文化財の保存・継承・活用に必要な施設や設備、制度や体制の整備を市民とともに取り組みます。

④ 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実

郷土の歴史や文化について市民が学び興味・関心を持つ機会の充実を図ります。

⑤ 歴史文化の活用によるまちづくりの展開

歴史文化のもつ特徴や魅力を、教育や生涯学習、観光・産業振興や都市整備などの分野で生かしたまちづくりを展開します。

⑥ 日本遺産「里沼」を活用した地域の魅力発信や環境整備

日本遺産「里沼」認定による、日本遺産のストーリーやブランド力により郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に生かせるよう環境を整備します。

⑦ 官民連携による日本遺産「里沼」の活用内容の充実

民間事業者や地域活動者などと連携しながら、世代やライフスタイルごとに楽しめる、日本遺産「里沼」体感プログラム・講座などを充実させます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
文化財関連施設年間入館者数	29,704 人	31,000 人
市内の文化財関連施設における年間入館者数		
日本遺産「里沼」の構成文化財の活用が行われた件数	32 件	30 件
民間事業者などにより、構成文化財を催事などで活用した件数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

15文化

- 里沼 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。



(2) 観光の振興

① 観光資源の創出と活用

世界一のつつじや日本遺産「里沼」などの既存の観光資源の磨き上げに取り組みながら、体験型などの新たな観光資源を創出し、それらを効果的に活用することにより、交流人口の拡大に取り組み、地域経済を発展させます。

② 多様な観光客への対応

「里沼」体感や産業観光、アニメツーリズムなどの様々な魅力ある観光資源を取り入れ、外国人を含む多様な観光客に楽しんでもらえるよう、観光分野でのICTやIoTなども活用しながら受入体制の充実と時代を捉えた情報提供を行います。

③ 連携によるブランドの発信

地域住民と観光に関係する事業者や団体が連携した実効性のある取組により、館林のブランドを全国に発信するとともに、公民による広域での連携を強化し、広域観光周遊ルートづくりを目指します。

④ 四季を通して愛される公園づくり

「つつじのまち」としてのPRを推進するとともに、令和6年度に再開したサイクリングターミナルを拠点として、公園をはじめ、公共空間の利活用を推進し、四季を通じて交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指します。

⑤ 観光資源の継承と普及啓発

樹齢800年を超えるヤマツツジの古木群など貴重な文化財でもあるつつじの保護、保存、育成や日本遺産「里沼」に象徴される豊かな自然の保全など観光資源の継承に努め、普及啓発を図りながら活用することで、更なる価値の向上に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
つつじまつり外国人訪問者数	3,697人	12,000人
つつじまつりの有料期間中につつじが岡公園に入園した外国人数		
観光ボランティアガイドの登録者数	41人	80人
観光ボランティアガイドの登録者数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

21 観光



- **交流人口** その地域を訪れる人々のこと。
- **里沼** 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。
- **アニメツーリズム** アニメやマンガのファンが作品の舞台となった土地などを訪れる旅行のこと。
- **ICT** Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
- **IoT** Internet of Things の略称。日常の物体がインターネットに接続されており、データの収集や通信が可能な状態のこと。
- **サイクリングターミナル** サイクリングが楽しめる公共の宿泊施設のこと。

(3) まちのにぎわいの創出

① 移住・定住の促進

本市のたくさんの魅力を市内外に広く発信し移住・定住を促進するとともに、若者に対する進学や就職の機会を捉えた情報発信・支援などを行うことにより、人口減少の抑制に努めます。

② 関係人口の創出・拡大

まちの魅力の積極的な発信や、市外の方が地域と関わる機会を提供する官民連携の取組の促進などにより、地域の活性化につながる関係人口の創出・拡大を図ります。

③ 空き家の利活用の推進

市内の空き家を有効活用するため、情報提供や支援など利活用を推進します。

④ 個性がある商店の集積(再掲)

公民連携を推進して、個性がある商店の集積に取り組み、エリアの価値を高めます。

⑤ アントレプレナーの発掘・育成と遊休不動産の活用(再掲)

まちの当事者となって活躍するアントレプレナーを発掘・育成し、遊休不動産を活用することによって、地域の稼ぐ力や価値を高めます。

⑥ コンパクトシティの推進

交通インフラの強化により周辺地域との連携を図りつつ、人口規模に見合ったコンパクトシティを目指すため、立地適正化計画を推進してまちなかへ居住と都市機能を誘導します。(立地適正化計画については、社会情勢の変化などを踏まえつつ、適宜、適切に見直し)

⑦ ウォーカブルなまちづくりの推進

まちのにぎわい再生に向け、移住・定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルなまちづくりの推進に努めます。

⑧ 市民協働によるまちづくり

地域性や独自性を生かし、市民がイベントを企画、運営できるよう自立した組織づくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
移住・定住の相談人数	81人	100人
窓口やイベントなどにおける移住・定住の相談人数		
移住相談会などの実施回数	3回	4回
対面やオンラインによる移住相談会などを実施した回数		
お試し移住体験ツアー参加組数	0組	3組
市が実施する「お試し移住体験ツアー」の参加組数		
空き家バンク登録物件利活用件数	3件	5件
空き家バンクに登録された空き家の利活用件数		
遊休不動産の利活用件数（再掲）	3件	3件
市の事業（創業・リノベーションまちづくり・空き店舗情報システム）によって、遊休不動産が常設店舗やイベントに利用された件数の合計		
居住誘導区域の人口密度	39人/ha （令和2年度）	39人/ha
立地適正化計画に定める居住誘導区域内の人口密度		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

18商業

22まちのにぎわい

23土地利用

25居住環境

- **関係人口** 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
- **アントレプレナー** 新しく事業を起こす人のこと。
- **遊休不動産** 個人・企業が所有しているものの、活用されていない不動産のこと。
- **コンパクトシティ** 人口減少や超高齢化が進む中でも、人々が安心・健康・快適に暮らせるとともに、財政面でも持続可能な都市を実現するために、医療施設や住居など、日常生活に必要な機能を拠点ごとに集約して配置した、より拠点性を重視した集約型都市構造のこと。
- **ウォーカブル** 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。
- **街路空間** 公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物などの土地利用を含めた空間全体のこと。
- **空き家バンク** 定住促進による地域の活性化を図るため、空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。
- **リノベーションまちづくり** 使われていない建物や空間などを活用して、新しい価値を生み出し、地域を変えていく手法。
- **居住誘導区域** 立地適正化計画に定める区域で、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。

(4) まちの魅力の発信

① 市の魅力発信

行政と民間が連携し、まちの魅力を効果的に発信することで、市の知名度と地域への愛着の向上を図ります。

② 日本遺産「里沼」を活用した地域の魅力発信や環境整備(再掲)

日本遺産「里沼」認定による、日本遺産のストーリーやブランド力により郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に生かせるよう環境を整備します。

③ 連携によるブランドの発信(再掲)

地域住民と観光に関係する事業者や団体が連携した実効性のある取組により、館林のブランドを全国に発信するとともに、公民による広域での連携を強化し、広域観光周遊ルートづくりを目指します

④ 四季を通して愛される公園づくり(再掲)

「つつじのまち」としてのPRを推進するとともに、令和6年度に再開したサイクリングターミナルを拠点として、公園をはじめ、公共空間の利活用を推進し、四季を通じて交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指します。

⑤ たてばやしブランドの構築と認知度の向上(再掲)

地域の特性や風土、歴史と文化に基づくたてばやしブランドの商品を開発し、地域内外に広めることによって、商店の売上げ増加と地域経済の活性化を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
ホームページへのアクセス数	4,560,632 件	5,500,000 件
館林市公式ホームページの各記事にアクセスした年間件数		
市公式 X のフォロワー数	4,605 人	6,350 人
館林市公式 X のフォロワー数		
市公式 LINE の友だち登録者数	11,115 人	25,000 人
館林市公式 LINE の友だち登録者数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

15文化

18商業

21観光

22まちのにぎわい

30情報の共有

- **里沼** 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。
- **サイクリングターミナル** サイクリングが楽しめる公共の宿泊施設のこと。
- **交流人口** その地域を訪れる人々のこと。
- **たてばやしブランド** 館林の特性や風土、歴史と文化を活かした商品やサービスを開発・製造し、「館林」を地域内外に発信して利益につなげることを目指すもの。

3

基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子どもたちを育む」

(1) 結婚を希望する方への支援

① 婚活の支援

ライフスタイルの多様化を踏まえ、結婚を希望する方に対する経済的支援などの婚活支援を行います。

② 出会いの機会の提供

様々な機関や団体などと連携し、結婚を希望する方への出会いの機会の提供に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
婚姻数	186 組 (令和 6 年)	220 組
本市に婚姻届を提出し、婚姻が認められた件数		
市の支援による婚活イベントなどへの参加者数	86 人	100 人
市が実施又は支援したイベントなどへの参加人数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

22まちのにぎわい

(2) 子育て支援の充実

① 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

予防を柱とした母子保健の充実を図るとともに、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な支援体制を整え、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない発達や成育の支援を推進することに加え、国や県などと連携して、企業などに対し、働きながら育児を続けられる環境整備に係る意識啓発を行います。

② 地域子育て支援の推進

児童虐待予防のための啓発に努めるほか、子育てに関する情報発信や相談体制を整え、親子が安心して利用できる居場所や交流の場の充実を図るとともに、学校施設の利活用や児童館、放課後児童クラブなど、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の充実を図ります。

③ 質の高い保育サービスの充実

就業形態や保育ニーズの多様化に応えるため、公立教育・保育施設の統廃合・集約化や民間活力の導入、保育現場でのDX推進など教育・保育環境の充実に努めるとともに、保育サービス従事者の資質と専門性を向上し、より質の高い保育サービスを提供します。

④ 地域一体の医療体制づくりの推進

地域の中核病院として、公立館林厚生病院の機能を充実させるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域一体の医療体制づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
出生数	344人 (令和6年)	300人
生まれた子どもの数		
妊婦家庭訪問実施率	96.2%	95.7%
妊婦の家庭訪問の実施率 (訪問件数÷対象者)		
乳幼児健康診査受診率	99.3%	98.6%
乳幼児の健康診査の受診率 (受診者数÷対象者)		
地域子育て支援センター利用登録率	71.5%	85.0%
市内4か所の地域子育て支援センターの利用登録率		
保育施設などの入所率	90.7%	97.0%
保育施設などの利用定員に対する入所率		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

10医療

11子育て

19労働環境

● DX Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

(3) より良い教育環境の整備

① 学習環境や生活環境の充実

学校が安全・安心な学びの場になるよう、学校における生活環境の充実を図るとともに、ICT化を推進し、子どもの学習活動の充実を図ります。

② 教育環境の更なる充実

子どもたちがより良い環境の中で学び成長していけるよう、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置を推進します。

③ 夢と希望の実現に向けた支援の充実

子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援を行うとともに、望ましい勤労観を育てるためのキャリア教育の充実を図ります。

④ 地域の教育力を生かした学校運営

コミュニティ・スクールを推進することにより、学校と地域が目指すべき方向やビジョンを共有し、地域の教育力を生かした効果的な教育活動を展開するとともに、学校評価結果を様々な教育活動に反映させ、学校運営に生かします。

⑤ 確かな学力と豊かな心を育む教育の推進

一人ひとりの発達の段階や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図り、異なる価値観を持つ人々への共感能力を育むとともに、郷土の魅力である日本遺産「里沼」を活用した探究的な学びを推進し、郷土愛の醸成に努めます。

⑥ 「自助」や「共助」の意識を育む教育の推進

たくましく生きる力を身につけた子どもの育成に向けて、地域社会と共に助けあいながら（共助）、自らの命は自ら守る（自助）意識が行動につながるよう、地域や家庭、関係機関などと連携した防災教育を推進します。

⑦ 教育活動における食育の充実

子どもや保護者が食の大切さや食文化などについて学ぶことができるよう、教育活動全体の中で食育を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校数（主体性）	小学校6校 中学校1校	小学校 11校 中学校5校
全国学力・学習状況調査において、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合		
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校数（自己肯定感）	小学校6校 中学校4校	小学校 11校 中学校5校
全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがある」と思う児童生徒の割合		
全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回る学校数	小学校 男子7校女子7校 中学校 男子1校女子1校	小学校 男子・女子 11校 中学校 男子・女子5校
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業では、進んで学習に参加している」と答えた児童生徒の割合		
標準学力テストで全国平均を上回る学校数	小学校 10校 中学校0校	小学校 11校 中学校5校
全国で実施される標準学力テストにおいて、小学6年生の2教科（国語・算数）の得点が全国平均を上回る小学校数及び中学2年生の5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の得点が全国平均を上回る中学校数		
小中学生の豊かな心の育成の達成度	小学校9校 中学校4校	小学校 11校 中学校5校
小中学校で実施される学校評価における「豊かな心の育成」の達成度（子ども・教師・保護者による自己評価及び学校運営協議会委員による学校関係者評価の各項目がA評価である学校数）		
新体力テストで全国平均を上回る学校数	小学校 男子6校女子4校 中学校 男子 4校女子1校	小学校 男子・女子 11校 中学校 男子・女子5校
全国で実施される新体力テストにおいて、小学5年生の得点が全国平均を上回る小学校数及び中学2年生の得点が全国平均を上回る中学校数		
教員のICT活用指導力	90.3%	100%
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において教員が自己評価する16種類の能力の平均値		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

12学校教育

- **ICT** Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
- **キャリア教育** 勤労観及び職業観を育てる教育のこと。
- **コミュニティ・スクール** 「学校運営協議会制度」又は「学校運営協議会制度を導入した学校」のこと。
- **里沼** 「里」と「沼」の合成語で、「里山」になぞらえた概念。

4

基本目標4「誰もが安全・安心に暮らせる、魅力的なまちをつくる」

(1) 災害に強いまちづくり

① 防災意識の向上による防災組織の育成

幅広い世代の防災に対する認識を深め、地域を担う防災リーダーなどの育成を促すとともに、自助・共助・公助が連携した体制を推進します。

② 危険箇所の早期発見による安全確保

道路パトロールによる情報収集及び市民や関係機関と連携した危険箇所の早期発見と緊急対応を図るとともに関連情報を市民に迅速かつ的確に提供し、市民の安全を確保します。

③ 大規模災害に備えた連携体制の整備

防災拠点機能及び応援協定を生かした受援体制整備の推進を図ります。

④ 浸水対策の推進

浸水リスク情報の充実を図るとともに、排水施設の機能強化や計画的な整備、維持管理に努めます。

⑤ 総合的な空き家対策の推進

市民の安全と安心を確保するため、空き家の適正管理や活用などの総合的な空き家対策を推進します。

⑥ 消防団の人材育成と設備の充実

消防団員の人員の確保及び教育訓練を進めるとともに、効率的かつ的確に活動できるよう各種資機材や施設の充実強化を図ります。

⑦ 災害予防のための環境整備

建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の促進や危険箇所の指摘を行い、災害を予防するための環境整備に努めます。

⑧ 国土強靱化計画を踏まえた備蓄の確保

災害時に対応ができるよう市民や事業者に備蓄を促すとともに、市の備蓄への取組を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
自主防災組織の組織率	93.9%	100%
市内66行政区のうち自主防災組織を組織している行政区の割合		
地区防災計画の策定率※数値目標と同	42.4%	85.0%
市内66行政区のうち地区防災計画を策定している行政区の割合		
準用河川及び幹線排水路の整備率	78.5%	79.0%
事業計画に定める準用河川及び幹線排水路整備計画延長のうち整備済み延長の割合		
公共下水道雨水きよの整備率	71.3%	74.0%
事業計画に定める雨水きよ整備計画延長のうち整備済み延長の割合		
住宅用火災警報器の設置率	70.0%（令和6年）	85.0%
館林地区消防組合管内の設置率		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

01防災

- **受援体制** 災害などの非常時に、国や県、他の地方公共団体、民間事業者、ボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れ、効果的に活用するための仕組みや組織体制のこと。
- **準用河川** 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定し管理する河川のこと。
- **幹線排水路** 市街地や田畑からの排水を集め、河川へ排水するための水路のこと。
- **雨水きよ** 大雨による浸水被害を防止するために設けられた管路（水路）のこと。

(2) 防犯力の強化

① 啓発と相談体制の充実

詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発や情報提供を行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関と連携して市民生活の安全性の確保に努めます。

② 防犯意識の向上による防犯環境形成

幅広い世代の防犯意識の高揚を図るため、多様な主体の連携による安全・安心な地域環境づくりを促進します。

③ 賢い消費者の育成及び消費者トラブルの未然防止

消費者が悪質商法や特殊詐欺に遭わない「賢い消費者」となるよう、多様な手法や媒体を活用して啓発を行うとともに、学習機会の充実に努めます。

④ トラブル解決のための的確な消費生活相談の実施

消費者トラブルで悩んでいる市民に寄り添い、伴走型の消費生活相談を行います。

⑤ 空き家の適正管理

空き家対策による良好な地域環境づくりを図ります。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
刑法犯認知件数	607件（令和6年）	500件
市町村別刑法犯認知件数		
消費生活センターによるあっせん解決率	98.9%	97.0%
消費生活センターによるあっせんの全件数に対して、消費者が納得し問題が解決した件数の割合		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

02防犯

- **刑法犯認知件数** 警察において発生を認知した事件の数。
- **あっせん** 結果として最終的に解決したかどうかにかかわらず、最終的な解決を目指して、事業者と消費者の主張を調整し、交渉すること。



(3) 快適な居住環境の確保

① 良質な住宅の供給

住宅に困窮する低額所得者、高齢者、子育て世帯などの居住の安定の確保が図れるように、既存住宅のストックの有効活用や効率的な維持管理を推進し、良質な住宅の供給を行えるよう努めます。

② 健全な市街地の形成

良好な居住環境の形成のため、土地区画整理事業などの推進により健全な市街地の形成に努めます。

③ 空き家の利活用の推進(再掲)

市内の空き家を有効活用するために、情報提供や支援など利活用を推進します。

④ 群馬東部水道企業団との連携強化

水道管の適正な管理や、老朽化対策などによる安全・安心な水の安定的供給のために、群馬東部水道企業団との連携を強化します。

⑤ ウォーカブルなまちづくりの推進(再掲)

まちのにぎわい再生に向け、移住・定住促進などの人口減少対策、商業振興・観光施策及び都市機能をまちなかへ適正に誘導することと併せ、路地も含めた街路空間の利活用により、ウォーカブルなまちづくりの推進に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
空き家バンク登録物件利活用件数 (再掲)	3件	5件
空き家バンクに登録された空き家の利活用件数		
西部第一南土地区画整理事業事業進捗率	91.3%	93.4%
総事業費のうち執行済事業費の割合		
西部第一中土地区画整理事業事業進捗率	94.5%	95.5%
総事業費のうち執行済事業費の割合		
西部第二土地区画整理事業事業進捗率	59.7%	66.9%
総事業費のうち執行済事業費の割合		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

22まちのにぎわい

23土地利用

25居住環境

- **土地区画整理事業** 道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- **ウォーカブル** 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。
- **街路空間** 公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物などの土地利用を含めた空間全体のこと。
- **空き家バンク** 定住促進による地域の活性化を図るため、空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。

(4) 道路・交通環境の整備

① 幹線道路などの整備

市内の幹線道路網を体系的に整備し、産業活動、観光振興、救急医療、防災など、拠点性を高める道路整備や、地域の利便性を考慮した道路整備を推進します。

② 道路の利便性と安全性の向上

日常の道路パトロールや橋梁の定期的な点検により、修繕や施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行い安全・安心な道路環境を確保します。

③ 移動の安全性の向上

歩行者や自転車などが快適に移動できるような道路整備を推進するとともに、安全対策に努めます。

④ 連携による交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体が連携した総合的な交通安全対策を推進します。

⑤ 移動環境の確保

安定的な移動環境の確保に向け、地域の実情や移動ニーズに適切に対応できるよう、公共交通の利便性の向上や多様な移動環境の整備を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
路線バスの年間利用者数	251,641 人	266,000 人
路線バスの利用者数		
交通事故発生件数	252 件 (令和6年)	270 件
館林市内の交通事故発生件数		
市道の整備率	53.3%	54.0%
市道の実延長に対する改良済み延長の割合		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

24道路・交通

- 幹線道路 高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道で形成する主要な道路網のこと。



(5) 公園・緑地の整備

① 緑化の推進と緑地の保全

花と緑に親しみを覚え、緑豊かな自然と人が共生できるガーデンシティを目指し、市民と協働で緑化を推進し、また古くから大切にされてきた平地林や古木の保全も引き続き行います。

② 公園・緑地の機能分担や集約

施設内容が画一的な公園が多くある一方で多様な特徴や機能を持つ公園もあることから、利用目的や地域特性・全体的なバランスを考慮した機能の分担や集約を図ります。

③ 公園施設の老朽化対策

既存の公園について、老朽化が進んでいることから、公園施設の維持管理を徹底し、長寿命化対策を講じながら、必要な防犯対策を加え、安全・安心な供用に努めます。

④ 公園の災害時活用の検討

災害時には、公園や緑地は緊急避難場所となることから、災害時を想定し、活用できるよう対策を講じます。

⑤ にぎわい創出や魅力の向上

公園活用に官民連携や市民活力を取り入れ、質の向上やニーズを踏まえた、まちのにぎわいにつながる拠点化の取組を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
緑化事業の満足度	98.0%	100%
市の緑化事業に対する満足度		
市民1人当たりの都市公園面積	26.35㎡	26.35㎡
市民1人当たりの都市公園の面積		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

26公園・緑地

- **ガーデンシティ** 田園都市、花園都市、庭園都市のこと。
- **都市公園** 国及び地方公共団体が設置する公園又は緑地で、都市公園法に基づいて管理するもの。

(6) 地域コミュニティの強化

① 地域活動の活性化

地域力向上を図るため、地域が主体的に行う地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図ることに加え、近年移住者が増加していることから、移住者が地域コミュニティへスムーズに馴染めるような支援に取り組みます。

② 市民協働のための環境整備

市民協働の必要性を普及・啓発するとともに、次代のまちづくりを担う人材の育成に努めることに加え、市民活動や市民協働に関する情報提供・相談体制を整えるなど、ボランティアや市民活動団体を支援します。

重要業績評価指標 (KPI)		
指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
指標の内容		
市民活動に関する問合せ件数	183 件	540 件
ボランティアや NPO などに関する問合せ件数		

《 館林市第6次総合計画(後期基本計画)における関連分野 》

27市民協働

- **地域力** 市民、企業その他の地域の構成員が、協働して自律的に地域の課題を解決し、地域の価値を創造していく力。
- **地域コミュニティ** 地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。



(7) スポーツの振興

① スポーツ環境の充実

スポーツに対するニーズの把握に努め、体力・目的に応じて誰もが気軽にスポーツを楽しめる事業及び環境づくりに取り組みます。

② スポーツ活動への支援

スポーツ団体及び地域の主体的な活動が促進されるよう指導者の養成及び育成と併せ、SNSなども活用したスポーツ情報の発信に取り組みます。

③ 競技スポーツの推進

国民スポーツ大会の開催及び県民スポーツ大会などへの選手派遣などの環境整備を図るとともに、優れた競技指導者の養成を図ります。

④ スポーツ施設の適正管理

安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう、適切な維持管理を行うとともに、設備の充実を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
スポーツ実施率（週1回以上）	60.6%	60.0%
週1回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合		
各種スポーツ教室への参加者数	66人	1,000人
各種スポーツ教室への参加者数		
スポーツ施設に関する満足度	46.8%	50.0%
安心してスポーツに親しめる施設づくりへの市民満足度		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

16スポーツ

- **SNS** Social Networking Service の略称。ユーザーがプロフィールを作成し、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、コンテンツを共有したりするウェブサイトやアプリケーションのこと。

(8) 持続可能な行政運営

① 総合計画及び総合戦略の着実な実施

総合計画及び総合戦略を着実に実施するため、PDCAサイクルを基本とした、効果的な評価と進捗管理を行い、成果志向、目的志向に沿った柔軟な事業を展開します。

② 行政改革の推進

民間の優れた手法を取り入れ、変化する時代に的確に対応した行政改革を実施するとともに、効果的・効率的な組織機構の改革や定員管理を実施します。

③ 公民連携の推進

PPPなど公民連携を図り、質の高い公共サービスを提供するとともに、民間事業者や大学との連携を図り、魅力ある地域社会形成を推進します。

④ 近隣市町との連携

広域的な課題を解決するため、引き続き近隣自治体や関係団体との連携を図ります。

⑤ 財政運営の健全化

財政の健全性を確保するため、自主財源の確保や各種事業の見直しを進めるとともに、中長期的な視点に立った財政運営を推進します。

⑥ 公共施設等の最適化

変化する市民ニーズを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新・統合・長寿命化を推進します。

⑦ 自主財源の確保

適正かつ公平な市税賦課により税財源を確保するとともに、収納率向上のための納税啓発を継続し、口座振替による期限内納付の推進や適正な滞納整理を実施するほか、ふるさと納税やネーミングライツ、基金の運用、クラウドファンディングなど新たな取組により税外収入を確保します。

⑧ DXの推進

「市民サービスのDX」及び「庁内業務のDX」を推進し、「利用者」及び「業務効率化」の視点を踏まえ、業務の見直しを実施するとともに、デジタル技術の活用を、サイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえた情報システムのセキュリティ強化や、高齢者などのデジタルデバイドの解消に向けた取組なども行いながら、効果的・効率的に進めます。

⑨ 職場環境の改善及び職員の人材育成

働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりを進めるとともに、多様な研修により、職員が高いモチベーションを持って新たな社会の課題に取り組めるよう、人材育成に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
指標の内容		
第八次行政改革大綱の進捗状況	92.8%	100%
第八次行政改革大綱における全推進計画のうち、進捗評価が「完了・継続実施」、「予定以上の進捗」、「おおむね順調な進捗」となる計画の割合※現状値は第七次行政改革大綱の令和6年度実績値		
経常収支比率	97.0%	95.6%
財政構造の弾力性を示す指標 ※比率が低いほど財政運営に余裕がある（新たな行政需要に対応しやすい）とされる		
ふるさと納税寄附金額	2.1 億円 ※小数第2位を 四捨五入	3 億円
本市に寄附されたふるさと納税の寄附金額		
電子申請の利用件数	41,373 件	100,000 件
電子申請や市公式 LINE などを用いたオンライン申請の件数		

《 館林市第6次総合計画（後期基本計画）における関連分野 》

29行政活動



- **PPP** Public Private Partnership の略称。民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るため、公共施設の建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うこと。
- **ネーミングライツ** 自主財源の確保を図るため、民間事業者に市有施設の愛称として企業名や商品名などをつける権利を付与する事業のこと。
- **クラウドファンディング** 「群衆（Crowd）」と「資金調達（Funding）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して個人又は法人が想いや夢を発信し、それに共感した不特定多数の人々から資金を調達すること。
- **DX** Digital Transformation の略称。デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。
- **サイバー攻撃** インターネットやコンピューターネットワークを標的として行われる悪意のある攻撃のこと。
- **デジタルデバイド** デジタル技術を活用できる人とそうでない人との間の格差のこと。

附属資料

1

関係例規

館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会規則

令和7年3月17日館林市規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成30年館林市条例第26号）第8条の規定に基づき、館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 産業、行政、教育、金融、労働、メディア、士業等の分野における有識者
- (2) その他市長が適当と認める者

(会長及び職務代理)

第3条 委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策企画部企画課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2

委員名簿

所属団体など	氏名	役職
館林商工会議所 議員	神谷 晋太郎	会 長
館林公共職業安定所 所長	田中 正樹	
神谷労務管理事務所 所長	菅野 敏彦	
東武鉄道株式会社 経営企画本部 課長	仙波 悟史	
館林信用金庫 本店営業部 部長	丸山 公一	
群馬銀行館林支店 支店長	島田 直樹	
ケーブルテレビ館林 局長	鈴木 弘樹	
群馬大学 副学長 大学院理工学府 教授	板橋 英之	
東日本電信電話株式会社 ビジネスイノベーション部 担当課長	河内 彩	

※所属団体など：委嘱時点のものを記載



**館林市人口ビジョン(令和7年度改訂版)・
第3期館林市まち・ひと・しごと創生総合戦略**

発行年月 令和8年3月
発行 館林市
編集 館林市政策企画部企画課

〒374-8501 館林市城町1-1
TEL 0276-47-5103 / FAX 0276-72-3297
E-mail kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp